

○池谷委員長 皆様、おはようございます。

昨日に引き続き、予算決算審査特別委員会を開会いたします。

本日11日の審査順序は、防災部、市民部、環境部、健康福祉部として進めます。

それでは、審議に入ります。

最初に、議第1号「令和2年度焼津市一般会計予算案」中、防災部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次発言願います。

最初に1番目の質疑です。

○秋山委員 おはようございます。

では、歳出の9款1項2目の消防団活動費について伺います。

ここで7,623万1,000円とありますけれども、このうち、災害出動時の費用弁償額は幾らか、次に、費用弁償額の支払い先、次に、今定例会で上程されています議第30号議案の機能別団員の報酬も含めての金額かどうか教えてください。

○川村地域防災課長 それでは、委員の御質疑にお答えします。

まず、災害発生時に出動した際の費用弁償額についてですが、消防団条例第16条に基づき、団員が火災等の災害の職務に従事する場合には1回につき3,500円、警戒、訓練等の職務に従事する場合には1回につき3,000円の費用弁償を支払うことになっております。

次に、費用弁償額の支払い先ですが、費用弁償については、団員本人の指定する支払い先に支払っており、基本団員については、各団員から分団に支払うように委任状が出されていることから、その請求に基づき、各分団に対して支払いをしております。

なお、機能別団員については、本人の請求に基づき、団員本人に支払っております。

次に、消防団活動費の予算に、本年4月に発足する事業所及び市役所職員の機能別団員の報酬を含んでいるかということですが、全ての消防団員の年報酬は別の予算科目である消防団員報酬費から支出しております。

なお、市役所団員には報酬の支払いはありません。また、機能別団員の費用弁償は、消防団活動費の予算に含まれております。

以上です。

○秋山委員 そうしますと、2番目の費用弁償額の支払い先なんですけれども、御説明ですと、委任状があるということで分団のほうに支払われると。機能別の消防団については団員個人にということによかったかと思えますけれども、他の自治体の例に出すと、この費用弁償の支払い先について幾つかの議論があるようで、消防団員、実際に活動した個人にというふうに支払い先を見直しているところもあるようなものですから、その辺、何か考えていらっしゃるのかなというのを教えてください。

○川村地域防災課長 現在のところは特別考えておりませんが、直筆の委任状と印鑑を確認しておりますので、本人の意思に基づいて今のところは分団のほうに支払いをしてい

るところでございます。

- 秋山委員 多くがそういう形でやられていると思うんですけども、実際に活動した、これまでの習いという形で、委任状を出してというのがずっと行われているようなんですけども、それを見直そうという動きもあるということは承知していらっしゃると思うので、この辺もまた検討をお願いしたいと思います。

以上です。

- 池谷委員長 それでは、2番目の質疑に移ります。

- 内田委員 私からは、歳出9款1項2目消防団用機器材整備費についてですが、質疑の要旨に書いたとおりですけど、昨年度予算から500万円と書きましたけど、正確には450万円ぐらいですけど、この増加理由について教えてください。

- 川村地域防災課長 消防団用機器材の整備費につきましては、前年度予算比396万5,000円に対しまして、令和2年度予算額が849万7,000円と、453万2,000円の増となっております。

その理由は、消防団用の資機材購入として、通常の軽量消防ホースや可搬消防ポンプの購入に加え、令和2年度は国の消防団設備整備費補助金を活用して、消防団車両に搭載するAED5台、それと、チェーンソー25台を購入する予定であることからであります。

以上です。

- 内田委員 補助金があるということで、地域防災課で購入されているかなと思うんですけど、昨年の台風19号のこともありまして、それでもって増えたとか、そういったことはあるのでしょうか。

- 川村地域防災課長 そういうこともあると思うんですが、災害時における消防団がより効果的に救助活動にかかるために、消防団が、配備が進んでいない救助用の資機材の整備を促進するというところで、国の緊急対策として、令和2年度に臨時特例的に創設した補助金制度となっております。

以上です。

- 内田委員 了解です。

- 池谷委員長 それでは、3番目の質疑に移ります。

- 杉田委員 私は、9款1項4目災害対策事務費、このところに事業費と書いてありますが、事務の間違いでした、すみません。

1番目に、災害対策事務に要する事務経費の内訳、経費の内訳についてお伺いします。

2番目に、世帯家族仕分、地域防災計画、こういうものを書かれていますけど、これはどのように利用されているのでしょうか。

3番目に、この世帯家族調べ、この仕分業務というのは何を行うことでしょうか。

- 関防災計画課長 杉田委員にお答えさせていただきます。

まず、災害対策事務費285万2,000円ですが、その内訳であります。

まず、8節報償費が6万8,000円で、津波防災地域づくり推進計画協議会開催時の委員への謝礼であります。

次に、9節旅費が9万円で、研修や説明会の旅費であります。

次に、11節需用費が169万3,000円で、地域防災計画送付用の封筒や世帯家族調べ用の

コピー用紙などの一般消耗品費、そして、世帯家族調べや地域防災計画などの印刷製本費などです。

次に、12節役務費が48万5,000円で、地域防災計画の郵送代や電話代です。

次に、13節委託料が18万5,000円で、世帯家族調べ仕分梱包業務の委託料です。

次に、14節使用料及び賃借料が3万1,000円で、NHKの受信料などです。

次に、19節負担金補助及び交付金が30万円で、研修会の負担金や大井川港振興会に対する補助金です。

次に、世帯家族調べと地域防災計画の利用についてです。

まず、世帯家族調べは、自主防災会、民生委員児童委員協議会及び市が共同で調査を行うものです。

調査をした情報は、自主防災会、民生委員・児童委員及び市で共有し、日頃の福祉支援及び地震、津波等の大規模災害の発生時に避難行動要支援者の支援活動などが迅速、適切に行えるよう活用するものです。

次に、地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定によりまして作成及び修正するものです。焼津市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するための本市に係る防災対策の大綱です。

次に、世帯家族調べ仕分業務ですが、世帯家族調べの調査票や回収用封筒、記入例などを市内全世帯に配付するために、組ごとに封入し、町内会ごとにまとめ、さらに、各自治会の指定配付先202か所に仕分、梱包を行う委託業務です。

以上、杉田委員への御答弁とさせていただきます。

○杉田委員 内容は分かりました。

この世帯家族調べというのは、今言われたように、自分のほうとしては民生委員が配ってきているように思って、それが各自治体の自主防災会、こちらのほうに配られている、それが、具体的にどのように利用されるかということについては、自主防災会の中での判断ということですか。

○関防災計画課長 自主防災会におきましては、先ほどもちょっと出たんですが、災害が起こったときの安否確認あるいは災害時の要援護者リストというのを自主防災会と民生委員と協力の下作成するので、そういった利用にさせていただきます。

以上でございます。

○杉田委員 自分たちのところでうまくいっているかどうかというのは確認はできないんだけど、要はその要援護者、様々な障がいを抱えられている方が、あのうちにはこういう人がいるとか、そういうことというのは、やっぱりなかなか公表というのはできないような状態だと思うんですけど、そういう人たちが近所に、自分の組内にいることは一応分かるんだけど、町内会全体からすると、あのうちにこういう人がいたかな、どうかなというのはなかなか分かりにくいような状況であるんだけど、その人たちに対する災害時の援護というものについて、どういうふうにご利用されるかというのは、やっぱりそれは自主防災会、その中で対応するよと、そういうことでよろしいですか。

○関防災計画課長 要支援者の方の避難時の援護等については、自主防災会を中心に対応をお願いしたところであります。

以上でございます。

○池谷委員長 それでは、4つ目の質疑に移ります。

○岡田委員 私は、歳出の9款1項4目自主防災組織育成費についてお伺いいたします。

全く予算が、ここ数年、同じであるということで、実施内容、いわゆる事業内容に全く変更がないのか。

また、自主防災組織の保管する資機材等、この辺も随分老朽化したり、それから、昨年の水害の後、いろんな面で必要なものが増えてきたというようなお話も聞いている中で、限度額50万円の中で果たしてこれでやっていけるのかどうなのか、その辺も含めて予算の状況がどんな具合で今回、同じ金額でやられたのかというところをちょっと。

○川村地域防災課長 自主防災組織に対する補助金のうち、資機材整備事業補助金ですが、全ての自主防災会に対して一律に助成をするものではありません。計画的に資機材の整備を図る自主防災会に対し、補助率3分の2、補助限度額を50万円としているものがあります。

今年度、各自主防災会に対して資機材の整備状況を調査させていただいたところであります。

この調査結果を参考に、全ての自主防災会の資機材が一定基準の整備状況となるよう、限られた予算、財源の中、整備の遅れている自主防災会を主に補助してまいりたいと思っております。

また、補助限度額50万円ではありますが、毎年その範囲で、単年度ではなく、複数年度にわたって計画的に整備を図っていきたくと考えております。

なお、限度額につきましては、改めて資機材の価格の状況を調査した上で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○岡田委員 その前の内容ですけれども、ほかのリーダー育成講座、そういったものは全く同じような内容でやられるのでしょうか。いわゆる予算的に、例えば別のことを考えているというか、そういったことはないですか。

○川村地域防災課長 予算は一緒の金額になっております。

○岡田委員 そうしますと、予算の範囲の中で、できる範囲でやっていくということでしょうか。じゃ、よろしくお伺いいたします。

○池谷委員長 それでは、5番目の質疑に移ります。

○川島委員 私からは、歳出9款1項4目自主防災組織育成費について伺います。

まず、この予算額2,004万9,000円の内訳、右側に3つの事業が書いてありますけれども、それぞれの内訳を聞きたいと思っております。

それから、市民防災リーダー育成講座につきましては、一般質問でも何人かの方が質問をされておりますけれども、確認の意味で、過去何年間実施されて、修了者が何名のうち女性が何名いらっしゃったのか、教えてもらいたいと思っております。

それから、今後のフォローに対するお考えでございますけれども、こういった形でお考えなのか、確認をさせてもらいたいと思っております。

それから、市民防災リーダー育成講座というものに対する考え方として、受講者を増やして1人でも多くの方に防災知識を勉強してもらうということがメインの狙いなのか、それとも、防災リーダーとしての実力を養っていく講座にしようとしているのか、

まず市の方針を確認させていただきたいと思います。お願いします。

○川村地域防災課長 市民防災リーダー育成講座の修了人数は、本年度の修了者79名を含み、これまで1,295人の修了者であります。

また、修了者に対するフォロー教育の計画についてであります。講座修了者に対しては、市主催の防災関連講座や研修会への参加案内を行うなど、講座修了後のフォローを行っております。

本年2月6日に、大井川公民館で、静岡県立大学の共催による防災講演会に講座修了者19名の方々に参加をしていただきました。

今後も、国とか県、当市などで開催する防災分野の講座や研修会について継続的に実施してまいりたいと思います。

なお、防災リーダー育成講座であります。期間で8回行っておりますが、この講座を受けたリーダーの方につきましては、各自主防災会のほうで、皆さんのほうにこの経験を伝えてもらうようなことでお願いをしております。

それから、リーダー講座の女性についてですが、今までで女性は25名です。元年度につきましては6名の女性が参加をしております。

以上でございます。

○川島委員 ありがとうございます。

1,295名という方が既に受講されて、防災の知識をしっかりと学んだ、修了された方がこれだけいらっしゃるということは、いろんな各地域においても大きなこととなります。

ただ、現状、修了してしまうとそれきりという方も結構いらっしゃるものですから、今後のフォローとして、例えば、市のほうでは当然把握されておると思うんですけども、組織化して、もう少し機能的な形のお考えというのはないのか、その辺が聞きたい。

○川村地域防災課長 組織化というのは今のところ考えておりませんが、県の防災リーダーの登録等もありまして、県の講座も含めて、そういったところに参加をしていただいて、継続的にずっと、1回で終わりじゃなくて、毎年フォローしていくというような形でやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○川島委員 市としては、各地域で誰が修了されているというお名前の把握はされておるのでしょうか。

○川村地域防災課長 名前はうちのほうで分かっております。

○川島委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、6番目の質疑に移ります。

○河合委員 私からは、9款1項4目公共施設保全計画実施プログラム推進事業費についてお伺いします。

前年度、ゼロ予算のところ、今回、400万円予算がついていますがけれども、改修する防災施設とその主な工事内容をお伺いします。

○川村地域防災課長 公共施設保全計画実施プログラム推進事業費についてのうち、防災施設366万9,000円については、焼津市消防防災センターの空調設備の取替え工事設計委託業務の予算であります。

また、地域防災施設4,000万円につきましては、コミュニティ防災センター4か所と

消防団詰所1か所の計5か所の改修工事に要する費用であります。

その内訳としていたしまして、四区コミュニティ防災センターの外壁タイル等改修工事、新屋コミュニティ防災センター屋根防水改修工事、それから、浜当目コミュニティ防災センター2階屋上シート防水改修等工事、それから、高新田地区コミュニティ防災センター階段室漏水対策工事、消防団第16分団車庫漏水対策工事、これらの5か所の改修工事の合計で4,000万円を見込んでおります。

以上でございます。

○河合委員 すみません、4,000万円でした。間違えました。

それで、改修工事のほうは市のほうでやっていただけるということですけど、先ほど、公共施設の機器備品などは組織育成費として自主防災資材整備費、そちらのほうで各自治会のほうで準備して、それを援助するという形を取るわけですけども、それを把握されているかどうかということを知りたいんですけど、先ほど、岡田委員の回答でそれはお伺いしました。把握した上で、一定基準となるように、ある程度の指導もしていくという、それは分かりましたけれども、その各自治会の持っている資材というのは一覧されていたりするのでしょうか。

水防倉庫なんかは防災計画の中に一覧表があつて、どこの水防倉庫に何があるかというのは一覧されていますけれども、各自治会の持っている防災施設の機材一覧というものはあるのでしょうか。

○川村地域防災課長 今年度、その調査を行いまして、ある程度といいますか、台帳のような形で今回うちのほうで把握をさせてもらっています。

○河合委員 もしよかったら、そういうのを見せていただく、ときどき話をする、あそこの自治会はああいうものを持っているいいなとか、ああいうのがあると便利だぞという話を、市からも指導していただけるということなんですけれども、自治会同士で、一覧があつて見合ったりすれば、うちもこういうものが欲しいなとか、そういったことにもなっていくんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ検討をよろしく願います。

○池谷委員長 それでは、7番目の質疑に移ります。

○杉崎委員 私も同じような質疑でしたので、今ほぼ答えていただきましたので、その件に関しては結構でございます。

それで、私、根拠という言い方をしているんですが、今お聞きしました改修工事等のものについては、おおよその金額で4,000万円で組んだと思うんですけども、組んだというか、そのお金の出し方ってどうして出しているのか。市のほうで査定というか見積りを独自にやっているのか、もうある程度、業者決めておいて、そこで見積りを出してきて総計として出しているのか、お聞かせください。

○川村地域防災課長 今の御質疑ですが、設計額につきましては市の建築のほうでお願いをいたしまして、それぞれ計算をして出しておる金額でございます。

○杉崎委員 ぜひ今後もそういう形で進めていただければ、優秀な方いっぱいいらっしゃいますもので、お願いいたします。

それと、今回初めてこういう科目で予算として出てきたと思うんですが、今までもこういう改修や何かやっていると思うんですよね。

今後も継続してこういうものって出てくると思うんですが、これからはやっぱり同じこの科目として、科目というか事業として予算組みされていくのかどうかというのを。

○川村地域防災課長 これからもこの形で、随時、修繕するようなところがあれば、公共マネジメントの關係の課と協議しながら出していきたいと思っております。

○杉崎委員 それじゃ、保全計画実施プログラムという名の下でやっていくということで、そうしますと、今度、歳入とかこれを補填するべき、今度は財源として、国庫支出金とか、県支出金のほうで該当するものはどう変わるか、どこかにあるかというのはどうなんでしょう。

○川村地域防災課長 国庫補助ですとか、県の交付金等ありまして、消防団詰所ですとか、そういったのは石油備蓄の交付金ですとか、また、県の交付金を利用して財源を確保していきたいと思っております。

以上です。

○杉崎委員 それじゃ、資金支出の確定していないそういう補助金という枠の中でやっていくということよろしいですか。

了解しました。ありがとうございます。

○池谷委員長 それでは、次に、8番目の質疑に移ります。

○石原委員 ほとんど同じです。9款1項4目の内容なんですが、ほとんど同僚委員の質疑でお答えしていただいたので、僕からは追加でちょっと、耐用年数とか、コミュニティ防災センターあるじゃないですか。その辺のスパンというのは、今、いろいろコミュニティ防災センターでも、屋根の部分だったり、それぞれの部分があったじゃないですか。

そういうものの循環を回って、どのぐらいのスパンで工事に着手しようかという、そういうプログラムというのはもともと計画で出ているのでしょうか、教えてください。

○川村地域防災課長 今の御質疑ですが、コミュニティ防災センターの整備方針というのが、平成7年の7月に整備をされております。

そこで、津波、崖崩れ等の危険区域にあるところに建てるというのと自主防災会組織を単位として整備するという原則と、それから、用地につきましては地元の自主防災組織が提供すること、それから、資金計画等を一般で、これは資金計画、すみません、原則的には、耐震耐火構造の鉄筋コンクリート造りの、申し訳ありません。

毎年度、施設の調査を行っております、不具合があれば資産経営課や住宅・公共建築課が中心となって進めております公共施設マネジメントに関連する会議に諮って、優先順位をつけて、修繕箇所を決めていくことになっております。

○石原委員 ありがとうございます。

修繕のスパンを聞いて、先ほど最初に答えていただいたことも、今から聞こうと思った話だったので、防災拠点の在り方とか、拠点の、今言った、最初止めてしまった話をもう一度最後まで聞かせてください。お願いします。

○川村地域防災課長 規模とか構造とかでよろしいですか。

○石原委員 あとは区分とか、今いろいろ説明していた話を教えてください。

○川村地域防災課長 防災センターですが、津波危険区域におきましては、原則、耐震耐火構造、鉄筋コンクリート造り、3階建て、延べ床面積でおおむね3,500平米を基準と

しております。

それから、崖崩れの危険区域につきましては、原則、耐震耐火構造、鉄筋コンクリート造りで2階建て、延べ床面積がおおむね400平米を基準にしております。

施設の管理につきましては市が管理をいたしまして、運営につきましては地元の自主防災会で管理をしていただくというふうになっております。

以上です。

○石原委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、最後の質疑になります。9番目の質疑です。

○藁科委員 それでは、9款1項4目住民防災対策推進事業補助金につきましてお伺いいたします。

防災井戸等修繕事業ですが、どの範囲の井戸を対象とされているのか、お伺いいたします。

○川村地域防災課長 防災井戸等の修繕事業ですが、自主防災組織が所有及び管理している防火井戸または防火水槽の修繕を行う際に修繕費用の一部を助成するものであります。

補助金交付要綱を定めておりまして、事業を実施しております。

この要綱において、防火井戸及び防火水槽は消防法第21条第1項の規定による消防水利の指定がなされていない消防の用に供するために設置されたものとして定義をしております。

令和2年度につきましては、補助対象となる井戸の適用範囲を見直しして、修繕のみでなく新設も適用するなど、補助対象を拡大していきたいと考えております。

以上です。

○藁科委員 新設の状況をお伺いしようかなと思ったんですが、今、お答えをいただきましたので、新設に当たりまして、消防水利として現在、状況がどの程度に整備されているか、その点につきまして、この事業と関係するかと思いますので、整備状況、市内の全体の消防水利の、防火井戸ですが、それにつきましての状況をお聞かせ願えればと思います。

○川村地域防災課長 防火水槽につきましては、現在、焼津消防署管内で94、それから、防火井戸については102であります。

以上です。

○藁科委員 これが、実際、どの位置に施設があるかということを対象に、今後の新設につきまして、事業を進めていっていただきたいと思えます。

次、他の住民防災対策の事業の中で、今期、安全ブレーカー等、また、戸別受信機等につきましての金額の補助のことが、前年は限度額があったわけなんです、今回、限度額がありという、金額設定が省かれているわけなんです、その点につきましてお伺いをしたいと思います。

どういうことで、こういう表現になったのか、また、これが、実際に申請していただく事業になっていくときには、どのように設定されるのか、こういう表現で予算組みをどのようにしてされたのか、その3点、お伺いいたします。

○川村地域防災課長 感震ブレーカーにつきましては、1基2万円を300件として計算をしております。



それから、戸別受信機につきましては、1台1万2,000円を50件で計算をして、今回予算を組ませていただいております。

○藁科委員 限度額。

○川村地域防災課長 限度額につきましては、来年度、新たに制度設計を考えて、限度額についてはこれから決めていきたいと思っております。

それを下げるかとは思いますが、そういった形で、新たな補助要綱を制定していきたいと思っております。

○藁科委員 限度額が変わっていくということは、事業が前年からの継続でありますので、ここが大きく変わっていくというのはどんなものか、住民側からしますと、それから、これから設置を考えている方があろうかと思うんですね。そこで、限度額が、今までと補助の対象の金額が変わっていくということは、住民側とすれば、今までの補助の金額を同一で対象としていただいたほうがいいように私は思うんですが、その辺のところを、どういう範囲というか、どういう考えの中で金額を変えていくのか、その点についても少し細くなるんですが、お聞かせ願いたいと思います。

○川村地域防災課長 限度額につきましては、一応5万円となったんですが、ほとんど感震ブレーカーを設置する補助額が2万円ほどのものがほとんどなものですから、幅広くするために2万円の範囲内で件数を増やしていきたいと。

○藁科委員 現在、今御説明をしていただきました項目につきまして、市全体としての達成度をどの程度に今把握されているのでしょうか。

○川村地域防災課長 今までの累計で、感震ブレーカーにつきましては1,343件を補助しております。

整備目標ですが、平成29年からおおむね2,100件を目標に、今、行っているところでございます。

以上です。

○藁科委員 了解しました。

○池谷委員長 それでは、以上で通告による質疑は終了しました。

関連して、ほかにありませんか。

順番に行きます。

○岡田委員 1点、秋山博子委員から質疑のあった費用弁償、この関係ですけれども、費用弁償は各分団ごと一括でというお話でしたけれども、いろいろ問題になっているのは、消防団員の報酬費なんですけれども、消防団員の報酬費は、我が焼津市はそれぞれ個人に振込ということで理解してよろしいですか。

○川村地域防災課長 報酬費については各個人の口座に振り込んでおります。

○岡田委員 了解。

○池谷委員長 次の方。

○深田委員 4点、お願いします。

公共施設保全計画実施プログラムの推進事業費の中で、二区のコミュニティ防災センターも雨漏りとか、かなり傷んでいるんですけれども、入ってなかったと思うんですが、入ってましたか、確認です。

それから、11月定例会で杉崎議員が、台風19号の教訓を活かすために検討委員会を開

くということが、答弁があったと思うんですけれども、この中に探しても見当たらないものですから、防災課の消防費関係の予算の中に、事業費の中に入っているのか別のところなのか、そこを確認したいと思います。

それから、3つ目に、県のホームページには12月の床上浸水、床下浸水の表ですけれども、12月のままで1月分はありませんでした。

12月17日に市民福祉委員協議会で御報告いただいて、修正箇所もありますという報告がありましたけれども、それは、結局、市民福祉の委員しか知らないということになります。委員以外知らないの、それがどうなっているのかお聞きします。

最後に、広報のところでもお聞きしましたが、各世帯に配布されるハザードマップが新年度の終わり頃ということなので、台風19号、避難所がいっぱいに入れなくて、ほかに回らなければいけなかったという多くの声がありましたので、避難所場所とか、入れる人数とか、いつ避難したらいいとか、そういうものを広報やいつの臨時号に、台風が来る前でお知らせしたらどうかということをお聞きしました。

そうしたら、それは、各部に広報からも伝えますが、各部に言ってくださいということも言われたものですから、その辺についてのお考えを伺いたいと思います。

以上です。

○川村地域防災課長 二区のコミセンでよろしいでしょうか。

二区のコミセンについては、今現在、修繕の候補に入っておりませんので、今後もしあれば施設を見させていただいて、その中で検討をしてみたいと思います。

以上です。

○関防災計画課長 お答えします。

まず、検討会議につきましては、庁内の検討会でありまして、直接予算に反映するものではないです。避難判断基準の変更とか、避難所への対応とか、その辺を協議したものでございまして、予算へは直接は反映しておりません。

あと、被害数の報告につきましては、今、最後の調査を行ったところで、まとめ次第また上げさせていただきたいと考えております。

それと、広報臨時号につきましては、広報のこと、また調整をしていきたいと思いますが、一応、防災地図とかに今おっしゃっていただいた避難所とか、人数とかは入っておりますから、その辺も活用しながら出前講座等で周知を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○深田委員 分かりました。ありがとうございます。

そうすると、検討委員会は、ここの予算でないということでありまして、予算には含まれないで、どこにお聞きすればいいか、そこだけ確認させてください。窓口です。

○関防災計画課長 防災対応検討会議につきましては、防災部が所管で中心になって行っております。その対応につきましては、現行予算の中で対応していきたいと考えております。

以上であります。

○深田委員 了解。

○池谷委員長 ほかにありませんか。

○川島委員 防災学習室維持管理費について伺います。

防災学習室は非常にレベルの高い素晴らしい施設だと私も自負しておりますけれども、現状、どれぐらいの方が見学されていらっしゃるのか、現状の数字を教えてもらいたいと思います。

年代別、市内市外別、また、見学者の声なんかももし把握されていれば教えてもらいたいと思います。

それから、今回の予算の中で、防災学習室の案内に係る人件費という項目がありますので、この案内に係る人件費はどれくらい今かかっているのか、お伺いいたします。

○川村地域防災課長 防災学習室の来場者でございますが、平成元年度につきましては2万227名でございます。

それから、内訳でございますが、幼年者が4,128人、小学生が5,695人、中学生が1,278人、高校生が293人、一般が8,823名でございます。男女別は把握しておりません。

それから、予算でございますが、臨時職員の報酬費として106万9,000円、パートタイムの会計年度の任用職員の手当として22万4,000円、臨時職員の保険料として34万9,000円、通勤手当が10万7,000円でございます。

以上です。

○川島委員 市内外。

○川村地域防災課長 すみません、市外と市内も統計を取っておりません。

○川島委員 感想、利用者の声。

○川村地域防災課長 一応、子どもたちとか、たくさんの方が見えておりまして、県のほうの防災学習室のほうは今改修中ですので、かなり県内外からみえていただいております。

そこでは、やはり地震体験ですとか、津波の、どうやって来るとかといった部分、それから、風水害のシミュレーターもありますので、すごく勉強になったという声はよく聞いております。

また来たいという方もいらっしゃいますので、毎年2万人以上を目標に啓発活動も行っていきたいと思っております。

以上です。

○川島委員 ありがとうございます。

今、来場者の数を見ても、小学生、中学生、高校生、非常に多いんですけども、曜日率というのと、やっぱり土日が多いのでしょうか。

○川村地域防災課長 土日に関わらず、子どもたちは学習の一環で来ていただいたりとか、幼稚園とかも含めて、バスで来たり、遠足みたいな形で来てもらったりとか、いろいろな形がありますが、土日というより、やはり平日の学習の一環として来られている方が多いのかなと思います。

○川島委員 ありがとうございます。

1つ、最後に、意見というか、提案というか、先ほど市民防災リーダー育成講座の件をお伺いしましたけれども、こういった防災リーダーの育成をされて、防災の知識を得た方たちに、ぜひこういった防災学習室の案内人なんかをやっていただけるといいんじ

やないかなど。今、観光協会では、観光案内人の会という組織があって、市内の何か所かのスポットを案内していただいているグループがあるわけですが、そういったものと同じような形で、せつかく意識ある方が防災を学習して、その知識をいろいろと広めていく役割を担っていただければ、またボランティアをやっていただければ費用もかからないで、また、市民の学習意欲もさらに向上するのではないかなと思いますので、意見として述べさせていただきます。

以上です。

○池谷委員長 ほかに。

杉田委員、簡潔にお願いします。

○杉田委員 先ほど、追加なんですけど、世帯家族調べの中で、今までの質疑をする中で、外国人世帯がかなり増えてきているということをお願いします。

そういう世帯あるいは自治会町内会に加入していない世帯もかなりあると聞いているんですけど、そこに対する家族調べというのはどのようにされているのでしょうか。

○関防災計画課長 まず、外国人の方への対応でございますが、家族調べの記入の説明書も一緒にお配りするんですけど、説明のパンフレットを英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語と翻訳したものを一緒にお分けして、対応させてもらっています。

あと、自治会に入っていない方につきましては、市からの広報物を、あるいはこういった調査物を、あらかじめ市のほうに配付するように連絡をいただいている方たちがおりまして、そういった皆様には直接送らせていただいております。

以上です。

○杉田委員 了解。

○秋山委員 今のことに関連したのですが、多言語化、ユニバーサルデザインの防災ということで、いろいろ事業を進めてくださっていますし、防災の学習センターもタッチパネルで多言語ということで、その辺りもすばらしい取組だと思うんです。

今、多言語で、何か国語かお答えしていらっしゃるかもしれませんが、焼津の場合、今、国籍で言いますとフィリピンからの方たちが最も多いので、タガログ語とかビサヤとかがその言語の中に入っていなかったのかなと思うので、そこを確認していただけますか。

市民部、検討といいますか、よろしくをお願いします。

○関防災計画課長 また、市民協働課とも相談させていただいて、フィリピンの方で英語ができる方もいらっしゃいますし、その辺、相談して対応させていただきます。

○池谷委員長 秋山委員、いいですね。

○秋山委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、以上で締め切らせていただきます。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、防災部所管部分の審査を終わります。

次に、議第13号「令和元年度焼津市一般会計補正予算（第7号）案」中、防災部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

なしでいいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池谷委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第13号中、防災部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会、防災部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで、当局が交代しますので、暫時休憩いたします。10時、再開いたします。

休憩（9：54～10：00）

○池谷委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、審査に入ります。

議第1号「令和2年度焼津市一般会計予算案」中、市民部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

最初に、1番目の質疑、石原委員。

○石原委員 私からは、2款1項7目まちづくり活動支援事業費についてお伺いします。

質疑内容は、実感している効果を教えてくださいとざっくり書いてあるんですが、事業の内容も多岐にわたると思います。一応、ここは伝えたいというところを選抜して、実感している効果、教えていただければありがたいと思います。よろしく願います。

○堀内市民協働課長 石原委員の御質疑お答えする前に、今日質疑の説明資料関連ページに修正がございましたので、本日の朝、配付させていただきました正誤表の確認を、すみませんが、よろしく願います。

それでは、改めまして、石原委員の御質疑にお答えいたします。

まちづくり活動支援事業費ですけれども、3本の事業によって成り立っております、その内、本日は、市民活動交流センターの管理運営に係る経費について、その効果を御説明させていただきたいと思っております。

市民活動交流センター、愛称はくるさ〜と申しますが、こちらは市民活動の相談、ファシリテーターの派遣などを行うほか、講座、交流会の開催、活動、イベントの情報発信などを通じまして、市民、団体の活動をサポートしているところでございます。

2年前からこのセンターの運営を委託しています市民活動団体のみなでつくる焼津市民大学——きゅーいというんですが——には、ファシリテーターとして活躍している人や市民活動についての知識が豊富なメンバーがそろっており、こちらが企画する講座は最新の市民活動のトレンドを捉えておりまして、全国でも著名な講師を招いていることもあり、若者の参加が多いのはもちろん、近隣市町からも受講する人が増えております。

市民が主体的に地域課題に取り組む活動や提案をセンターがサポートしていくことで市民活動の裾野が広がって、市民主体のまちづくりにつながっていくものと考えております。

以上でございます。

○石原委員 自分もくるさ～の活動拠点を知って、何度もそこで打合せを重ねたり、使わせていただいています。

本当に市民が主体的になって活動するというのはすごく賛同している部分でもありますし、ただ、具体的に、そこで活動実績というのは、具体的にその講座を何回やっているのか、その辺まで、また教えていただけたらありがたいなと思います。お願いします。

○堀内市民協働課長 委員の質疑にお答えします。

今年度のことでよろしいですか。

きゅーいというか、市民活動団体に委託している分もあるんですけども、ファシリテーター養成をする講座が2回と、あと、市民活動団体を支援する講座が3回、連続講座でございました。

以上です。

○石原委員 ありがとうございます。

ちょっと質疑を変えます。

この趣旨、事業説明の中に書いてあります市民協働推進員研修にまつわる経費ということは、市民協働推進員というのは、ちなみにどこに所属されている方で、何名いらっしゃって、研修はどこに行かれましたか、教えてください。

○堀内市民協働課長 委員の質疑にお答えします。

市民協働推進員というのは、庁内の各部から部長の推薦を受けて集まった30人の職員のことになります。市民はもちろん、職員のほうからも、市民協働を進めていくということで、年に4回の連続講座で研修を行っています。

なので、できるだけ多くの職員にこの推進員の研修を受けていただきたいものですが、毎年、できるだけ前年度とは違う方を選んでいただいて、推薦いただくようお願いしております。

以上です。

○石原委員 研修の場所も教えてください。

○堀内市民協働課長 研修の場所ですけれども、庁舎の中の会議室で行うんですが、外部の講師を招く回もあれば、それこそきゅーいのメンバーが講師になることもあれば、あと、研修の一環として、まちづくり市民集会にも参加していただいています。多くが、庁内の会議室で行っております。

以上です。

○石原委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、2番目の質疑に移ります。

○秋山委員 では、私からは、2款1項7目自治基本条例推進費について伺います。

54万8,000円、昨年に比べて、若干、減額になっているんですけども、私たち市民集会・大ワールドカフェ、それに議員も毎回参加させていただいているんですけども、プログラムがほぼ同じような感じですよ。

それなので、何か事業の進め方の見直しだとか、今後こういう形でもっていききたいための推進費であるというようなことを教えてください。

○堀内市民協働課長 秋山委員の御質疑にお答えします。

事業見直しのことと今後の方針ということでお答えさせていただくんですけども、

市民集会のことだけでよろしいですか。

○池谷委員長 ちょっと時間を止めます。

○秋山委員 推進費とあるので。

○堀内市民協働課長 申し訳ございません。それでは、秋山議員の御質疑にお答えします。

条例の運用の点検と普及の啓発を図るために5年ほど前から設置されています自治基本条例の推進委員会というのがあるんですけども、これまでは、条例を市内に広める普及啓発活動に力を入れていました。

それと同時に、先ほど委員からお言葉がありましたけれども、条例を体現するものとして、まちづくり市民集会を開催するというところに重点を置いて、推進の活動を続けてきています。

今後は、より効率のよい形で普及活動を検討するというので、条例そのものを知ってもらうということよりも、条例の理念を、市民とか、おのおのの市民活動団体の活動の中に活かしていただいて、実践していってもらう方向の啓発へと推進内容をシフトしていく予定であります。

もう一つ、先ほど来、出ていますけど、まちづくり市民集会も、今年度で、皆さん参加いただいていますけど、6回目を数えておまして、スタート当初の目的でありました参加者同士の意見交換と情報共有ということから、目的が、意見交換することによって得られる成果というものを求められるようになってきていると思います。

今後は、参加者の意見の取りまとめの中から、実際の市の施策に反映できるものを探し出して、それを実際に活用に向けて検討を行っていきたいという予定であります。

以上です。

○秋山委員 ありがとうございます。

それで、今後はというふうに今、シフトしていく、その先のお話されたんですが、それは、じゃ、令和2年度からそういう形で進めていくということでもよろしいですか。

○堀内市民協働課長 この間の1月11日に6回目が終わっていますので、その結果を令和2年度の推進委員会が受け止めまして、早速、令和2年度から、今の予定のとおりスタートしていく予定であります。

以上です。

○池谷委員長 それでは、3番目の質疑に移ります。

○内田委員 私からは、歳出2款1項10目国際交流推進費のうちの外国人支援事業費ですが、昨年度予算から約300万円の増加になっておりますが、この増加の理由について教えてください。

○堀内市民協働課長 内田委員の御質疑にお答えいたします。

300万円の増加理由についてですが、主なものとしましては、会計年度任用職員期末手当の増額122万5,000円とテレビ電話通訳機能つきタブレット運用業務委託料118万8,000円となっております。

また、これ以外に、多文化共生ビジョンを策定する関係の経費が22万2,000円増額となっております。

以上でございます。

○内田委員 増額理由については分かりました。

ついでに教えていただきたいんですが、この事業説明の中にある5番目の外国籍住民を対象に行う日本語講座についてですけど、これの計画として、どこでどのぐらい、想定参加者どのぐらいというのを教えていただけますか。

○堀内市民協働課長 御質疑にお答えします。

日本語講座ですけれども、今年度の時点では、港公民館で焼津日本語教室という教室を1か所でしか行っておりませんで、毎週金曜日の夜7時から9時までに行っていて、1回に四、五十の方が参加してくださっています。

ただし、皆様御存じのとおり、外国人が年々増えていることもありまして、次年度からは、新しく大村公民館のほうで始めることが今予定されております。

それ以外にも、人数の増加に伴って、徐々に広げていきたいと考えております。

以上です。

○内田委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、4番目の質疑に移ります。

○秋山委員 私も、2款1項10目外国人支援事業費についてなんですけれども、増額の背景については今のことで了解しました。

それから、多文化共生ビジョンを策定ということだったんですけれども、という説明が説明資料からありましたが、その策定の、どんな体制でもってつくっていくのか、それから、いつ頃までにどんな、つくるのかということ、教えてください。

○堀内市民協働課長 秋山委員の御質疑にお答えいたします。

ビジョンの策定の体制についてですけれども、まず初めに、学識経験者や外国人住民の代表者などを委員に含んだ策定委員会を開催する予定でおります。

また、庁内の関係課、各種あると思いますので、そちらの職員によるワーキンググループも組織したいと考えております。

なお、具体的な人選については現在検討中です。

もう一つですけれども、策定のスケジュールですけれども、今の予定ですと、外国人住民へのアンケート調査などを実施しまして、庁内ワーキング会議及び策定委員会などを開催して、令和2年度以内の完成を目指したいと思っています。

内容としては、現時点で考えているものなんですけれども、外国人住民が地域に溶け込んで安心して生活することができ、生活の質の向上が図れるようなことを想定しております。

以上です。

○秋山委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、5番目の質疑に移ります。

○内田委員 歳出2款1項11目交通安全啓発事業費ですけど、予算が増えているところは事業説明の中の3番目、自転車保険加入促進事業補助金だと思われませんが、この内容について、教えてください。

○河守くらし安全課長 自転車保険加入促進事業補助金の内容について御説明をいたします。

自転車は大変便利な乗り物であり、幅広い世代に利用されているものですが、歩行者との事故により自転車側に高額賠償を命じられた判決もあるため、整備された自転車を



利用し、交通ルールやマナーを守って交通事故を起こさないようにするとともに、万が一事故が発生した場合のための保険に加入することはとても大切なこととなります。

また、昨年施行された静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例により、自転車利用者に損害賠償保険への加入が義務化されるとともに、必要な点検整備を行うよう努めなければならないことが規定をされました。

こうしたことを受けまして、市といたしましても、自転車保険への加入促進及び点検、整備された安全な自転車の利用促進を目的に、保険と点検、整備がセットになった赤色TSマーク附帯保険への加入に要する費用に対し、1人1台、1回限りで、1,000円を上限に補助をしようとするものであり、補助事業の期間は3年を予定しております。

TSマークは、自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるもので、青色と赤色の2種類がありますが、赤色TSマークには傷害保険と賠償責任保険、被害者見舞金が附帯され、青色TSマークよりも補償内容が広く、また、市内の自転車店ではほぼ赤色TSマークのみが取り扱われると聞いております。

保険の有効期間は1年間で、TSマークが貼られた普通自転車であれば、所有者に限らず、その自転車を利用した家族などにも保険が適用されます。

なお、自転車保険には様々なものがあり、補償内容もそれぞれ異なっております。

また、現在加入している自動車保険や火災保険などに特約としてつけることもできる場合もありますし、既に加しているということもありますので、まず御自身の保険内容を確認していただくとともに、赤色TSマーク附帯保険に限らず、補償内容などを十分検討した上で御自身や家族の状況に合った自転車保険に加入していただくきっかけになればと考えております。

以上、内田委員への御説明とさせていただきます。

○内田委員 来年度から始めるということなんですけど、現在の想定の件数を教えていただけますか。

○河守くらし安全課長 現在、300人、予算で30万円を予定しております。

以上です。

○内田委員 来年度始めるということで、件数の見込みは分からないと思うんですが、可能性ですけど、その300人を超えた場合というのはどうなりますか。

○河守くらし安全課長 状況に応じて、補正等でまた対応させていただきたいと考えております。

○内田委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、6番目の質疑に移ります。

○内田委員 続きまして、歳出2款1項16目消費者保護費ですけど、昨年度の予算書も見させていただいて、平成30年、平成31年、今回の令和2年の予算額が、少しずつですけど、増加しているんですけど、この理由について教えてください。

○河守くらし安全課長 消費者保護費の予算額の推移についてお答えをさせていただきます。

平成30年度からの予算額が増加したという理由でございますが、令和元年度は、平成30年度の消費生活相談件数が増加したことを受け、これまで毎日2人の相談員の体制から、週3日を相談員3人としたことによる人件費の増加、令和2年度予算におきまして

は、相談体制に変更はございませんが、消費生活相談員の会計年度任用職員への移行に伴う人件費の増加に伴うものです。

以上です。

○内田委員 了解。

○池谷委員長 それでは、7番目の質疑に移ります。

○太田委員 私も2款1項16目の消費者保護費の中で、迷惑電話チェッカーの業務設置委託料についてお伺いしたいと思います。

この対象者と、大体対象者は何人で、台数が決まるんだけど、何人ぐらいを予定してやっているのか、それから、費用的にはどの程度になるのか、それだけお聞かせいただければと思います。

○河守くらし安全課長 迷惑電話チェッカー設置業務委託料の内容につきましてお答えをさせていただきます。

悪質商法による消費者トラブルや特殊詐欺は年々増加しており、その被害の多くは電話による勧誘等をきっかけとしております。

この迷惑電話チェッカーは御家庭の電話機に接続することで、警察や自治体などから提供されデータベースに蓄積された迷惑電話番号や自ら登録した番号からの着信を自動的に遮断する装置でありまして、市では平成28年度からの設置の支援を行っているところであります。

迷惑電話チェッカー設置業務委託料の内容につきましては、機器本体を含む設置に要する経費やデータベースの使用料、パンフレット作成、申込みの受付、捜査に関する問合せへの対応、データの検証、アンケートの実施などとなっております。

また、令和2年度の設置予定数は50台として予算に計上させております。基本的には、高齢者のいる世帯を中心に、設置の支援を行っていきたいと考えております。

金額的には、この事業は県の消費者行政強化促進事業費補助金の、これ10分の10の補助ですけれども、92万6,000円いたしまして、啓発パンフレット等の消耗品が8万4,000円、迷惑電話チェッカー設置業務委託料の関連で84万2,000円としております。

以上です。

○太田委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、次に、8番目の質疑に移ります。

○秋山委員 では、2款3項1目証明書コンビニ交付サービス事務費です。

1,218万7,000円について、昨年に比べて約50万円増額の背景を教えてください。

○小嶋市民課長 秋山委員の御質疑にお答えいたします。

証明書コンビニ交付サービス事業費の増額についてであります。これは証明書交付センターシステム更新に伴う委託が主な理由であります。

地方公共団体情報システム機構が運用している証明書交付センターは、現在1か所で稼働しております。

令和3年5月に、次期センターへの移行を予定しており、その際に証明書交付センターは、東日本、西日本の2か所に構築されます。

通常は、東西両センターで運用し、コンビニのコピー機はどちらかのセンターに接続が振り分けられておりますが、一方のセンターで障害が発生した場合には、もう一方の

センターへ切り替わることで継続してサービスを提供することができるようになります。

令和2年度中にこれらの更新に対応するため、当市のコンビニ交付システム基盤のバージョンアップ等の作業を委託する経費であります。

○秋山委員 システムの更新と申しますか、そういうのはいつも結構額が大きいんですけども、それは50万円で更新、済むわけですか、増額の。

○小嶋市民課長 こちらにおきましては、端的に言ってしまえば、まず見積りがこういう金額で来ているということがあります。

理由といたしましては、恐らく、我が焼津市だけの改修ではなくて、同じ会社のものを使っているほかの市町がありますので、そちらのほうで費用分担等がされていると考えております。

以上です。

○秋山委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、9番目の質疑に移ります。

○安竹委員 私は、2款3項1目を、社会保障税番号制度事務費を伺います。

前年度より大きく増額している理由を伺います。

○小嶋市民課長 安竹委員の御質疑にお答えいたします。

社会保障税番号制度事務費が増額となった主な理由といたしましては、マイナンバーカード関連事務を委託しております地方公共団体情報システム機構への交付金が約5,239万円増となったこと及びマイナンバーカード窓口業務に従事する会計年度任用職員に係る経費が約684万円増になったことによるものであります。

マイナンバーカード関連事務の委託の内容でございますが、マイナンバーカードの申請書の受付、発行、交付通知書の作成、カード運用状況の管理、住民からの問合せに対応するためのコールセンター業務等であります。

こちらが増額となった理由であります。今後予定されているマイナンバーカードを利用したマイナポイント制度や健康保険証利用に向け、マイナンバーカードの交付申請が大幅に増える見込みであることから、発行体制の強化に要する経費が主なものであります。

会計年度任用職員に係る経費の増につきましては、マイナンバーカードの交付件数の増及び制度開始直後にマイナンバーカードを作成した市民がカードや電子証明書の更新時期を迎えており、その更新手続に対応するため職員を2名増員したことによるものであります。

以上です。

○安竹委員 了解しました。

マイナンバーカードのことですよね。これを以前、部長答弁でも交付金が10分の10ということは伺っておりますけど、この交付金を委託業者に支払う方法と申しますか、1回で支払うのか、何回か分けるのか、そこら辺のことを教えてください。

○小嶋市民課長 委託金の支払い方法ですけども、先ほども安竹委員がおっしゃっていましたように、こちら補助金のほうで10分の10賄われておりまして、交付金、補助金、どちらも2回に分けて支払いがあります。

例年ですと、第1回目は、補助金が6月上旬に収入され、交付金を6月中旬に支払う

ことになります。第2回目は、こちらは補助金が翌年4月下旬に収入されて、交付金が5月中旬に支払うということになっております。

以上です。

- 安竹委員 了解しました。2回に分けて、一月もかからない程度でお支払いしているということが分かりました。

では、この交付金、支払ったとき、どのぐらいで交付されるのでしょうか、日数とか、そういう、これは2回に分けているから、2回にもらえるのかな。そこら辺もちょっと、もらえる方法、もらい方というのですか、そこら辺、もらってから。

- 小嶋市民課長 先に、まずこちらのほうで請求書が来ますので、交付金を支払うところから請求書が来まして、それを、そこら辺、あとはそれに基づいて、県を通じて国のほうにこちらのほうで補助金の申請を出します。

それに基づいて、まず補助金のほうが市のほうに収入されて、それを基にこちらの交付金のほうの支払いという順番になっております。

以上です。

- 安竹委員 了解です。

- 池谷委員長 それでは、10番目の質疑に移ります。

- 太田委員 私も、2款3項1目の社会保障税番号制度についてお伺いします。

金額の増減につきましてはお聞きしましたので、私は違った角度で、マイナンバーカードの現状の普及率、それから、このような形で機器を入れ替えたりする中で、今年度の目標、何%ぐらい持っていきたいか、政府のほうも一生懸命力を入れておりますので、それに応えるような形もあるだろうけれども、その辺をお聞かせ願えればありがたいです。

- 小嶋市民課長 まず、今年度の実績ということで、よろしいですね。

2月末現在の状況で、今年度は、2月末現在で3,540枚を交付しております。

国の目標というのが、令和4年度末には全ての国民がカードを保有するという事を国のほうは想定しておりますので、それに向けて市内の関係する部と連携して普及の向上に努めていきたいと考えておりますが、今、一応、令和元年度、最終的には4,000枚を超えるであろうと考えておりますので、来年度も当然それを上回るような形でできたらいいなと考えてはおります。

普及率は、先ほどの2月末現在の数字を基にいたしますと、焼津市の交付率ということになりますけれども、14.95%になっております。

以上です。

- 太田委員 了解です。

- 池谷委員長 それでは、最後になります。11番目の質疑です。

- 杉田委員 安竹委員、それから、太田委員の質疑でほとんど答えていただいておりますので、今の中で、発行トータルの実績ということで、焼津として14.95%が今実績だという答弁だったんですけど、令和4年度で、国は全国民がという、そういう目標を掲げていると。焼津市の目標としては、今14.95%、あと数年で100%という、そこに対してどんな見込みを持っていますか。

- 小嶋市民課長 先ほど、まず国が令和4年度末にほとんどの住民がカードを保有すると

いう想定ということをお説明しましたが、国が実際に示している数字の中では、今一番手元の資料であるのが、令和3年度末、こちらのほうで国のほうが70.6から78.5%の保有率というか交付率を目指しているということがあります。

先ほどの令和4年というのは、あくまでも文書の中で出ているものでありまして、手持ちの中では70.6から78.5%ということになっておりますので、焼津市もそれを目指してはいるのですが、それを目指すことは当然なんですけれども、なかなか強制力もないですし、市民の方からの申請に基づいて発行するものですから、啓発活動を通じて、申請から何から、そういったものを上げていきたいなと考えております。

○杉田委員 まだ、15%弱ということで、目標に対してかなり厳しい数字はあると思います。

あと、先ほど、マイナポイントによって、そういうものが9月から来年の半年間実施されるということ、そこに対する需要というものが増える可能性があるということで任用職員なんか2名増やしたということだと思んですけど、これが半年過ぎて、そのマイナポイントもなくなっちゃったよということになると、またぐんと下がるんじゃないかなという感じはしておるんですけど、そんな予想はしていますか。

○小嶋市民課長 カードの交付に関しましては、マイナポイントは、先ほども杉田委員のほうがおっしゃられましたように、令和2年度の事業費になっております。

そのほかにも、保険証利用というのが引き続きあります。

それに加えて、先ほども安竹委員の説明の中でちょっとお話をしたと思うんですけども、カードのほうの更新、15歳未満は5年、それ以上は10年単位でカードの更新がありますし、また、年齢にかかわらず、5年ごとにカードにある証明書、コンビニ交付なんかで使うときの証明書の更新作業というのがありますので、マイナポイントが終わったからといって、窓口のそういった作業が極端に少なくなるということは考えておりません。

○杉田委員 了解。

○池谷委員長 以上で通告による質疑は終了いたしました。

関連して、ほかにありませんか。

○深田委員 2款1項11目、内田委員が質疑しました自転車保険加入促進事業補助金についてですが、市は300人分を30万円、今回、補助金として出すということですが、赤色TSマークが幾らなのか、自己負担が幾ら必要なのか。青色TSマークとそれぞれ違うと思うんですけども、1人1,000円の補助を300人分ということですが、これ補助金なので、保険料としては、全体でそれぞれ幾らになるのか。

それで、この300人というのはどこから割り出したのか、啓発というのはどういうふうに行うのか、広報とか、回覧とか、あと、窓口がどこになるかというのもよく分からない。

一番必要な独り暮らしの高齢者とか高齢者世帯、交通安全教室にも来ないような方たちにこの内容を知っていただきたいんですけども、そういうことに対する取組などはどういうふうにご考えておられるのか伺います。

○河守くらし安全課長 先ほども内田委員の御質疑にお答えしましたが、今回300人で30万円の予算ですが、正直どのような伸び方をするかというのは予想もつかないと

ころなものですから、近隣他市の例を参考につくった面も当然ございますけれども、併せて、先ほども御説明いたしましたが、自転車保険は、この赤色TSマークに限らず、御自身が入っている自動車保険であるとか、火災共済であるとかというような保険の中にも特約として附帯することも当然できます。

TSマークの保険とは補償内容等もまた変わってまいりますので、そんな中で御自分に合った保険を確認していただくということがまず第一になると思います。

TSマークを含めて、自転車の保険に加入していただくことはもちろんですから、そういう面も含めて、今後、啓発に、くらし安全課が窓口となって啓発等に広報、ホームページ、努めてまいりたいと思います。

併せて、当然市内に自転車安全整備士がいる自転車店というのが19店舗あると伺っております。市民の皆様への周知及びその事業者へ丁寧な説明をして、円滑な事業の実施に向けて準備を進めていきたいと考えております。

なお、先ほど言われた独り暮らしの老人で今、安全協会を中心に高齢者宅訪問というのを実施しております。年間、まだ今年、年度は終わりませんが、今時点で、1,000件弱の高齢者訪問を行っております。

そういう機会を通じて、やはり直接会ってお話することがやはり大切だと思いますので、そういう、あらゆる手段等を駆使して、広く自転車保険に加入していただくように啓発するとともに、赤色TSマークに限らず、いろんな保険というのが出ています。ネット通販型の保険であるとか、いろいろあります。補償内容、それぞれ異なりますので、やはり先ほど申し上げましたが、御自分の状況、家族の状況に合った、例えば自動車保険だと、その保険にお一人入っていれば、自転車を運転しているときに事故が万が一あったときに対象になりますけれども、このTSマークの場合は、その自転車にマークが貼られるものですから、その自転車に乗っていれば誰が御利用になってもいいんですけれども、違う自転車に乗っているとという、やっぱりそれぞれ特徴がありますので、そこら辺を十分検討していただく中で、そういうことも含めて、啓発もしていきたいと考えております。

以上です。

○深田委員 分かりました。

一番やっぱり心配したのが私、独り暮らしのお年寄りとか高齢者世帯なので、やはりそのところを丁寧にやっていただけるということなので、直接訪問をして、内容をお話ししていただけるということなので、了解しました。

以上です。

○川島委員 私からは、2款1項16目市民窓口業務費についてでございます。

日々、我々委員のところには市民の方から様々な御相談を頂きます。

あまりにも内容が多岐にわたって、とても委員で対応できない内容も数多くありますけれども、実際に今、市が行っている市民相談、弁護士相談、消費生活相談、人権相談、それぞれにつきまして、何名体制で行っていらっしゃるのか、それから、実際の御相談件数は大体どんな感じで件数があるのか、男女、どんな感じの割合でいらっしゃるのか、世代別、どの辺の年齢の方が一番多く御相談に来ていらっしゃるのか、この実態をお知らせいただければと思います。

通告外なので、分からないなら結構です。

○河守くらし安全課長 市民相談につきましてですけれども、市民相談室がアトレのくらし安全課の横に設置されております。

現在、相談員は、市民相談員が3人、消費生活相談員が4人、当然、毎日3人と4人いらっしゃるわけではなくて、基本的には市民相談は常時2人、消費生活相談は先ほども申し上げましたけれども、週3日は3人、あとは2人という体制になっております。

相談件数につきましてですけれども、市民相談が2月末の状況で1,979件、平成30年度の実績が2,254件ですので、ほぼ同様な状況で推移しているとは思われますが、若干、今年は下回る可能性があります。

相談者のそれぞれの状況ですけれども、すみません、今手元にないものですから、市民相談の内容としてはやはり離婚であるとか、相続であるとか、あとは、行政に対して、要するに市民の皆様で、こういうことってどこに聞いたらということのまず一番最初に市民相談室に入ってくるという状況もございますので、その率が多くを占めております。

市民相談以外に、例えば、弁護士相談であるとか消費生活相談、行政相談等、市民相談プラス11の専門相談を実施しております。それぞれ、特に消費生活相談につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたけど、平成30年度に件数がかなり増えたという状況もございます。

これ、1つの原因としては、架空請求等が増加したというのもあるんですけども、現在、昨年度に比べまして、平成30年度は1,051件、2月末で906件ですので、これも若干、前年度を下回るというように予測しております。

以上です。

○川島委員 ありがとうございます。

基本的に、事前予約ということでもよろしかったでしょうか。

○河守くらし安全課長 事前予約のものと、少なくとも市民相談、消費生活相談につきましては常時そこに人がおりますので、事前予約ということはございません。

ただ、弁護士相談であるとかという専門的な相談になりますと事前に御予約いただくということになってまいりますので、そのような対応をさせていただいております。

以上です。

○川島委員 ありがとうございます。

今回の予算の中で、実際それに関わる方への人件費の部分というのはどれぐらいになっていらっしゃるでしょうか。

通告外なので後で、資料で結構ですから、よろしく申し上げます。

以上。

○池谷委員長 いいですか。

○河守くらし安全課長 相談員に係る人件費でございますが、基本的に市民相談員につきましては年間100万円程度になります。

ただし、それ以外に、行政相談員への謝礼でありますとか、人権相談員への謝礼がまた別途となっております。

あと、消費生活相談員の人件費の関係ですけれども、おおむねもろもろのものを入れて780万円ほどの人件費となっております。

これは、先ほど内田委員にもお答えさせていただきましたけれども、昨年度より400万円ぐらい増加しているというものです。

以上です。

○村松委員 マイナンバーカードの件でお尋ねします。

今、焼津の交付率が14.95%と聞きました。

今度、マイナポイントが9月よりというお話でしたけれども、今持っている人への通知とか、そういう、プラスアルファがつくわけですよね、マイナポイントとか、健康保険。この辺の周知はどういうふうにするのか教えてください。

○小嶋市民課長 今の御質疑にお答えいたします。

まずマイナスポイントですけれども、具体的なスケジュール等々、いつから開始でとかというおおまかな期間的なものは出ているんですが、正式なパンフレット等、宣材資料等はまだ手元にありませんので、そちらのほうは4月以降、告知ということになる、宣伝というか広報になるかなと思っております。

保険証利用につきましては、そちらのほう、保険者のほうが担当ということになるかと思っておりますので、御説明等あれば簡単には説明はさせて、もしあれば、今している状況なんですけれども、各保険者のほうが周知されることと、市民課のほうでは考えております。

以上です。

○村松委員 せっかく交付、私もマイナンバーカードを持っているんですけども、現状、使う場面というのは少ないです。

どこへ行っても、マイナンバーカード見せてくださいじゃなくて、免許証の提示をお願いしますというふうで、これだけ認識率も低いんですよね。

この辺も含めて、9月からそういうようないろんなものも変わるというふうになると、窓口での案内とかもそうですけれども、市民が混乱しないようお願いをします。

以上です。

○池谷委員長 ほかによろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、市民部所管部分の審査を終わります。

次に、議第13号「令和元年度焼津市一般会計補正予算(第7号)案」中、市民部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第13号中、市民部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会、市民部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩といたします。ここでちょっと、11時から再



開といたしますので、よろしくお願いします。

休憩（10：48～10：59）

○池谷委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、審査に入ります。

議第1号「令和2年度焼津市一般会計予算案」中、環境部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

最初に、1番目の質疑です。

○岡田委員 それでは、歳入の21款5項4目衛生費雑入について質疑いたします。

ミニステーションの古紙回収量並びに資源物の回収量についてですが、かかる費用に対して現在、ここ数年減っていく傾向にあります。

また、いわゆる紙の代金ですとか、それから鉄の代金、料金が随分と減っているように聞いております。

資源物回収には、やはりミニステーション等の経費。考えた場合にどうなのなかというところもありまして、その辺の見直しはいかがか、また、資源物回収には、この際、一部回収手数料、都市部においては、大きなもの1つ二百八十幾らとか、500円とかといったようなシールを貼って回収していくというようなところもあるやに聞いております。

この辺もそろそろ検討される時期ではないかと思うんですが、いかがかお伺いします。

○嘉茂環境部次長 岡田委員にお答えいたします。

ミニステーションの古紙回収量並びに資源物回収量の今後の見通しでございますけれども、古紙回収量、重量につきましては、ミニステーションでの新聞、雑誌、段ボール、雑紙とも減少傾向であるとともに、先ほど委員がおっしゃったように、古紙の買取り価格が下落していくことが予想されますので、回収量の収入についても減少傾向になるのではないかと見込んでおります。

また、資源物の回収量、収入につきましては、アルミ缶、廃食用油、小型家電、衣類が市の収入品目となっております、そのうちアルミ缶につきましては、重量的にも、価格的につきましても減少傾向であるというふうに見込んでおります。

廃食用油、小型家電、衣類につきましては、横ばい傾向ではないかなというふうに見込んでおります。

全体的には減少傾向になっていくのではないかなと思いますが、ミニステーションそのものの運営については、今後も行っていくような形で考えております。

あと、資源物の回収への一部回収料につきましては、現在、考えておりません。御意見として承りたいと思います。

以上でございます。

○岡田委員 代金についてはよく分かりました。

いわゆる市民サービスと同時に、逆に受益者負担、こういったものをやはり我々もこ

れからいろいろ考えていかなきゃならない中で、今後、予算とのバランス、考えて意見を申し上げていきたいと思います。

以上です。

○池谷委員長 それでは、2番目の質疑に移ります。

○藁科委員 それでは、質疑させていただきます。4款1項6目、合併処理浄化槽設置事業につきましてです。

前年の補助金額とに減額が見られますが、どのような理由からかお伺いいたします。

もう一点、宅内配管部の補助なんですが、範囲規定はどのようになっているか、その2点、お伺いいたします。

○嘉茂環境部次長 藁科委員にお答えをさせていただきます。

合併処理浄化槽設置事業につきましては、来年度から、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えをより推進するため、設置替えにおける本体工事分の補助額を44万6,000円から45万円に増額するとともに、さらに、宅内配管工事分として20万円の補助を新設し、最大65万円の補助が受けられるようにしていきたいと考えております。

なお、新設の合併処理浄化槽につきましては、建築基準法上、合併処理浄化槽の設置が義務となっております。補助額を30万円から20万円に見直ししたこと、事業費全体が減額となったものでございます。

次に、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えに伴う宅内配管分の補助対象の範囲でございますけれども、お風呂、台所、トイレなどの器具先から、浄化槽までの配管、これを流入管と申しますが、そちらと、敷地内における浄化槽から放流先までの配管——放流管でございます——及び流入管と放流管に付随します柵が補助の対象と考えております。

以上でございます。

○藁科委員 補助の対象が配管部までなったということで、今後、非常に推進されることを希望するわけでありますが、もう一点、確認させてください。

5人槽、7人槽、10人槽という槽があるんですが、その槽分けごとの補助金の変化というのはなくて、一律ここに書いてある金額ということで解釈すればよろしいでしょうか。その点、お伺いいたします。

○嘉茂環境部次長 今、委員がおっしゃったように、人槽に関わらず補助額は同じということで、5人槽、7人槽、10人槽も同じ、設置替えにつきましては45万円、なおかつ宅内配管補助分につきまして最大20万円を補助するという御理解いただければと思います。

以上でございます。

○藁科委員 了解しました。

○池谷委員長 それでは、次に、3番目の質疑に移ります。

○村松委員 それでは、4款1項6目、志太広域事務組合ごみし尿処分場分担金です。

質疑の要旨でございますけれども、事業の内容をちょっと分かりやすく説明をお願いしたいということと、それと、対前年比、予算が増になっていますけれども、この措置理由を伺います。お願いします。

○嘉茂環境部次長 村松委員にお答えをさせていただきます。

志太広域事務組合ごみし尿処分場分担金でございます21億6,618万4,000円の内訳でございますが、ごみの処理分として10億5,842万5,000円、し尿処理分として11億775万9,000円でございます。

ごみ処理分の負担内訳でございますが、新クリーンセンターの建設に向けた用地取得費、物件補償費、事業地内流木伐採工事の費用として2億6,613万8,000円、施設管理費として、現在稼働している高柳清掃工場、一色清掃工場の運転管理等に6億3,589万9,000円、リサイクルセンター等の運転管理等に8,725万4,000円、事務管理費として6,913万4,000円でございます。

また、し尿処理分の負担内訳といたしまして、新大井川環境管理センター建設工事費等に8億5,312万4,000円、現在稼働している大井川環境管理センター、藤枝環境管理センターの運転管理等に1億8,212万7,000円、事務管理費7,250万8,000円でございます。

合計で、分担金21億6,618万4,000円を見込んでいますのでございます。

次に、前年度比148.6%増の理由でございますが、新大井川環境管理センター建設を、令和2年度に完成を見込むため、今年度より来年度、工事費の負担が増額するものでございます。

以上でございます。

○村松委員 ありがとうございます。

我々が生活するのに密着しているところでございますので、またよろしくお願ひしたいと思うんですけども、今、先般、私のところでも資源物の回収がありました。

鉄が今、有償処分になっています。これだけコロナウイルスで景気が減退してきちゃうと、紙もかつてあったように有償になっちゃうかということがあるんですけども、その辺のことはどういうふうな認識でしょうか、教えてください。

○嘉茂環境部次長 今、委員がおっしゃったように、鉄くずでございますけれども、そちらについては今まで有償でありました。ただ、それが、今度、逆有償、こちらが負担しなければならぬという状況が今年度下半期、そちらのほうで生じたということで、鉄くず等につきましては志広組で運営管理しているものですから、分担金に反映するわけですけども、そちらの処理費は出てこようかなと思います。

古紙の関係でございますけれども、こちらについては志太広域事務組合に分担金ということではございません。

先ほど、ミニステーションのもので御説明をさせていただいたとおり、ミニステーションの回収したものについては市の収入になります。それ以外に、自治会のほう、各月1回の不燃・資源ごみのときに回収されるものは、自治会と古紙業者さんが契約を結んで自治会に収入となっております。

古紙業者さんからのお話ですと、非常に首都圏が、おっしゃったように逆有償になってくる、中部の環境も含めまして、逆有償になってくるんじゃないかということで、買取り価格が非常に厳しいよということは聞いておりますので、そのところはおっしゃるとおりだと思います。

以上でございます。

○村松委員 そういう認識を持っていただいて、ありがとうございます。

それと、今、町なかにコンテナボックスみたいなところで紙を投げ入れるのが、会社

でやっていますが、あれって逆有償になるとばたんと閉まりますから、そうすると、持っていった人はどこへ出すかという、その辺、まちが混乱しちゃうと、私もかつて経験したんですけども、そういうことがありますので、今のうちにやっている方のちゃんとした、この場所にあるのは誰が持っているのかというような形にしておかないと、不法投棄とか何かという形で片づけられちゃうと困りますので、それもよく先を読んだ対策をお願いしたいと思います。

以上です。

○池谷委員長 次に、4番目の質疑に移ります。

○太田委員 私は、4款1項7目地球温暖化の防止活動事業費が減額になっていることについて伺っています。

前年度よりも200万円ほど減額しています。

ただ、市長提言でいきますと、SDGsによる環境問題につきましては力を入れていくという提言があったんですけども、窓口である環境部のほうで減額と、理解できないんですけども、その辺を教えていただけたらありがたいです。

○冨田環境生活課長 太田委員にお答えさせていただきます。

この事業は、地球温暖化防止に資する市民への啓発事業でありまして、この趣旨に沿って、焼津市が行おうとする事業に対し、国庫補助が交付されるものでございます。

その際、同様の事業を繰り返すだけの事業は、国庫補助としては採択されないため、より効果的な事業を展開する必要がございます。よって、当該年度ごとに実施内容を変更させるために、減額もあり得るものでございます。

令和元年度につきましては、事業費501万4,000円、当初予算でございますが、こちらで、小・中学校環境教育、イベント出展によるクールチョイスPR事業、クールチョイス川柳募集事業を実施いたしております。

令和2年度の予定といたしましては、事業費307万9,000円で、小・中学校の環境教育事業、イベント出展によるクールチョイスPR事業、クールチョイス周知事業としてポスターやリーフレットの作成、PR用の動画制作を予定しているものでございます。

以上でございます。

○池谷委員長 それでは、5番目の質疑に移ります。

○深田委員 4款2項1目清掃費について伺います。

1、不燃・資源ごみ収集正規職員は12名ですが、会計年度任用職員は正規職員より多く14名となっております。パッカー車の乗車体制、どうなっておりますでしょうか。

2、任用職員だけど、収集作業は行うのか。

3、責任体制、もし何かあったときの責任体制はどうなっているか。

4、災害時の応援体制はどうなっているのか。

以上、伺います。

○嘉茂環境部次長 深田委員にお答えをさせていただきます。

4款2項1目清掃費におきまして、まず、不燃・資源ごみ収集の乗車体制でございますけれども、現在パッカー車、平ボディ車等の11台の車両において、不燃・資源ごみの収集作業を行っております。

乗車体制につきましては、作業長を除く正規職員11名がそれぞれの車両の運転士とし

て乗車し、各車両に会計年度任用職員を配置する予定でございます。

なお、正規職員が休暇等、乗車できない場合がございますけれども、会計年度任用職員のうち、市職員のOB職員を運転手として乗車することも考えられます。

基本的には、正規職員が運転手ということで御理解いただければと思います。

不燃・資源ごみの収集作業につきましては、2班体制を取っておりまして、各班に班長を配置し、作業の統括役でございます作業長を配置し、作業を行っております。

万一、事故等が発生した場合には、作業長から所長、所長から課長にすぐに連絡を行い、事故処理の対応に当たる体制を取っております。

災害時の関係でございますが、休日等において災害が発生した際には、基本的に正規職員での対応を考えております。

今年度の台風19号においても、休日におきましては正規職員のみで体制で対応をいたしました。

しかしながら、災害の規模によっては、会計年度任用職員にも作業をお願いすることも考えられます。

以上でございます。

- 深田委員 資源ごみの収集、正規職員が毎年退職すればその分減っていく、その分、OBの方が任用職員として採用されてそっちが増えているんですけど、OB職員は現在、14人中何人おりますか。

このやり方をこのままずっと続けていくのか、新年度については、退職予定者という職員は何人おられるのか。

それと、最後に、災害時の応援体制について、任用職員の条件というか規定とか、保険とか、そういうのはちゃんとされているのかどうか、その辺をお伺いしておきます。

- 嘉茂環境部次長 深田委員の再質疑にお答えさせていただきます。

会計年度任用職員のOB職員が何名かということでございますが、OB職員は3名でございます。

それから、令和2年度の退職予定者は2名でございます。

なお、保険等につきましては、会計年度任用職員のほうにつきましても社会保険料等に加入しておりますので、そちらのほう、もし万が一、事故等が起こった場合には、市の共済の保険がありますので、事故等についてはそちらのほう、物損等も含めまして、支払いをさせていただくような形になります。

以上でございます。

- 深田委員 この間の台風19号のときでも、災害時の応援体制ということで、正規職員の方が一生懸命頑張ってくださいって、災害ごみに対応してくださったということで、本当に私は感謝申し上げます。

これが、今、新年度退職される方が2名、もし今後、2名ずつ退職されれば、6年後には正規職員ゼロになっちゃうんですね。

そうすると、また民間委託の話が出てくると思うんですけど、この6年間、どういふふうにやろうとしているのか、聞かせていただきたいです。

- 嘉茂環境部次長 深田委員の再質疑にお答えさせていただきます。

体制につきましては、今年度も体制づくりについて検討していきまして、今後、当然な

がら職員が少なければ正職員がいなくなるということで、体制づくりが難しいということは考えられますので、それについては、来年度におきましても検討をさせていただいて、収集できる体制づくりをしていかなければならないというふうな考え方は持っております。

以上でございます。

○深田委員 了解。

○池谷委員長 次に、6番目の質疑に移ります。

○岡田委員 私は、歳出の4款2項3目、可燃ごみ収集事業についてお聞きいたします。

昨年度予算比、およそ2,500万円ぐらい増加しているわけですが、単純に消費税の値上がり分の反映だけじゃないのかなというような感じがしたものですから、内容について若干教えていただきたいと思っております。

○嘉茂環境部次長 岡田委員にお答えをさせていただきます。

可燃ごみの収集事業費でございますけれども、可燃ごみの収集につきましては、燃やすごみ、剪定枝及び容器包装プラスチックの収集を委託しております。

増額の理由でございますが、委託事業者での人件費の増加や燃料費など、車両関係の増加、そして、今おっしゃった消費税の増加等による委託料の増を見込むものでございます。

以上でございます。

○岡田委員 内容について御説明いただきましたが、いわゆる自動車だとか、ああいったものは全て向こうのものじゃないんですか、委託先の。

○嘉茂環境部次長 車両そのものについては委託業者のものでございますが、当然ながら燃料費等もかかるということになりますので、車両も委託料の中に含まれることとなりますので、そちらのほうの燃料費等が増加すればその分の委託料を増やしてほしいというようなことも、委託業者とが考えられると。

今、こちらのほう、予算の見込みでございますので、実際に、契約のところではまた交渉をさせていただくような形になろうかと思っております。

以上でございます。

○岡田委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、最後の質疑です。7番目の質疑に移ります。

○村松委員 それでは、4款2項5目一般廃棄物最終処分場維持管理費のうち、質疑の要旨としまして、事業内容の詳細を伺います。

それと、田尻一般廃棄物最終処分場廃止後の工程といいますかスケジュールを教えてください。

○嘉茂環境部次長 村松委員のお答えをさせていただきます。

一般廃棄物最終処分場維持管理費の事業内容でございますけれども、令和2年度は、田尻一般廃棄物最終処分場廃止後の排水処理施設解体工事、それから、処分場内の草取り等の委託料、電気、水道料などがございます。

田尻一般廃棄物最終処分場につきましては、昨年の平成31年3月に廃止の確定をいたしまして、6月に処分場周辺住民の方で組織しております田尻埋立処分場連絡協議会にてその旨を報告させていただきました。

次に、田尻一般廃棄物最終処分場廃止後の工程でございますけれども、田尻埋立処分場跡地利用検討委員会を今年の2月に設置させていただきまして、今後、田尻一般廃棄物最終処分場の跡地利用について、御意見をお伺いしながら検討していく予定でございます。

以上でございます。

- 村松委員 今、課長のほうから検討委員会を開催したということなんですけれども、どんな意見が出たのでしょうか、簡単に教えてください。
- 嘉茂環境部次長 実際に、具体的にはまだどうしたいと、処分場のところをどのようにというのはまだ御意見等、細かなことは伺っていませんが、あそこの原浜地区につきましては公会堂がございまして、処分場が運営しているときからも原浜の公会堂は、処分場が廃止後には、公会堂をそこに建たせてほしいというような御意見はございまして、2月の跡地利用検討委員会においても、そういうことは可能かどうか、今後検討させていただきたいというような御意見は頂いております。

以上でございます。

- 村松委員 分かりました。

それと、過去にも、いわゆる最終処分場の用途廃止をしていたところがありますけれども、大富地区、それについて、現状は今どんなことになっているか、もし知っていればでいいです。分からなければいいです。

- 嘉茂環境部次長 あちらのほうは、芝生、駐車場も含めた公園的な広場になっているというふうに理解をしております。
- 村松委員 結局、最終処分場の跡地の利用というのが、結局そのようなものなんですよ。

それで、今、原浜の公会堂を跡地に造りたいというのは、あそこの今の田尻の、この前、災害があったときにあそこで活躍してもらった場所なんですけれども、あそこ半分埋め立てて、半分そのまま埋め立てていないということだものですから、公会堂ができるものから、それも含めてまた有効な活用をお願いできればなと思っています。

それで、今現在、焼津市が持っている最終処分場と関連する志広組の処分場はあるんですけれども、市内に何か所あるんですか、分かれば教えてください。

- 嘉茂環境部次長 最終処分場として運営しているところは、市内にはもうないというふうに御理解いただければと思います。

田尻の一般廃棄物最終処分場も廃止になりましたので、県のほうが埋立てしてありますよということで公告をされておりますので、当然、中根新田のところも当然廃止しておりますので、現在は、最終処分場としての運営している場所というのはないというふうに御理解いただければよろしいかと思います。

- 村松委員 そうすると、いわゆる行政財産を最終的には普通財産にまでするというような形で考えていけばいいですか。そこだけ、最後にお尋ねします。
- 嘉茂環境部次長 田尻最終処分場の跡地のところにつきましては、場所、実際に公会堂を建てるかどうかということがあろうかと思っておりますけれども、もし公会堂を建てる場合には、行政財産から普通財産にしなければ建てられないというふうに理解をしております。

今後、地元の皆さんの御意見を伺いながら検討していくということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○村松委員 了解です。

○池谷委員長 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

関連して、ほかにありませんか。

○杉崎委員 4款1項6目、合併浄化槽設置事業、藁科委員の質疑に関連して御質疑させていただきます。

確認の意味も含むんですけれども、まず、最大65万円というのは、補助単価の設置替えの場合の45万円とその下の宅内配管分、この20万円を足した金額のことでよろしいでしょうかということが1つ。

それと、増改築などによって延べ床面積が増えた場合、今、合併槽を持っている方も、床面積割合でいくものですから、例えば5人槽でいたところが7人槽になるとか、そういったケース、これ建設部のほうも関係してくるんですが、環境部との関係の中でどういうふうになっているのかということと、その場合、環境部としてか、建設部のほうになるのか分からないけれども、一応、該当、大きい槽に替えてくださいよということとその時点で申し上げるのかどうか、今、この中の設置替えなんですけれども、今までというか旧のタイプの浄化槽からこの合併浄化槽に替えるという、これも推進しているのかなきゃいけないことなんですけど、この点で、どんなような今、動きがあるのかというのを、もし答えられればお伺いしたいと思います。

○嘉茂環境部次長 杉崎委員にお答えをさせていただきます。

先ほどの設置替えのことでございますが、本体工事が45万円の補助、それから、宅内配管分が20万円ということで、最大65万円ということで御理解いただければというふうに思います。

それから、増改築の関係でございますけれども、増築の場合には、建築確認申請、多分、増築で10平米以上超える場合には建築確認申請を必要といたしますので、そうした場合には、建築指導課のところでは5人槽、7人槽、面積等によって人槽が変わるということでございます。

ただ、改築であれば建築確認申請というのは必要ないので、その場合のものについては、施工業者からこちらのほうに相談を受けて、基本的には多分、改築の場合には人槽は変わらなくていいということで理解していただければというふうに思います。

それから、旧タイプということは、単独処理浄化槽ということでよろしいのでしょうか。

従前から、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に、より推進していくということで、御理解いただければと思いますけれども、合併処理浄化槽につきましては、環境配慮型というのが年々、そういう浄化槽が増えてきておりますので、以前の合併処理浄化槽のものだと面積を広く使うような浄化槽、それが、縦型というんですか、駐車場でもそんなに面積を取らないような合併処理浄化槽が設計されて出てきているという理解をしております。

以上でございます。



○杉崎委員 ありがとうございます。

下水道事業としてやられるというか、市域全域のという話から、今、もうこれからは合併槽になっていくんだろうというか、しなくちゃいけないんですが、そういう方針になっていますので、ぜひこの事業については市民に知らせるのと、そういうことを自治会などに要請して広めていただきたいなと、環境面の点で非常に大事なことです、そういう点でお願いしたいと思います。

そういうことで支援があれば、我々もしたいと思いますので。

以上、了解しました。

○鈴木委員 岡田委員のミニステーションの関係の質疑での関連ですけれども、今ミニステーションでは20品目回収していただいているんですけれども、その中で鉄系の廃棄物、ハンガーですとか、あるいはレアメタルが取れないような、昔でいうウォークマンだとか、小型ラジオだとか、コードレス電話だとか、そういったものがあそこで取っていただけて、当然、月1回の自治会の資源ごみの日に出せばいい話なんですけれども、なかなかやっぱり蛍光灯ですとか、乾電池だとか、ガラスとか、陶器、そういったものを今までだんだん拡大をしていただけてまいりました。

鉄系ですとか、小型家電、レアメタルの取れる以外の、そういったものについての拡大というのはどんなお考えか、一遍お聞かせいただきたいと思います。

○嘉茂環境部次長 鈴木委員にお答えをさせていただきます。

ミニステーションでは、基本的に家庭用の品目を、月1回出せない方の補完ということで、市内4か所に設置をさせていただいているところでございます。

品目もだんだん多くしてきたところでございまして、今現在、プラスチック製品のほうも出せるような状況になっております。

ただ、これにつきましては、地元の皆さんの御理解もいただかなければできませんので、それについては、品目を増やすことも、あと、その回収する場所、当然ながら品目を多くするとそれだけの場所を必要となりますので、そこについては、今後、検討課題なのかなというふうに理解しております。

以上でございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

それじゃ、4か所ある地元の皆さんの御理解ですとか、あるいは鉄系だとか、あと小さい小型家電、そういったものもちょっと品目を拡大してもらいたいよというのは、自治会長名でもって廃棄物対策課のほうへ要望を出したりとか、その辺、具体的に、拡大をしていただくために、テーブルに乗せていただくための手段みたいなものがあればお教えいただきたいと思います。

○嘉茂環境部次長 ミニステーションの運営におきましても、品目を多くすることによって、そちらの運営体制というのも考えなければいけないというふうに私は理解しております。

今、品目をどこまで増やせるかとかという、そういうところでございますが、人によっては、小型家電と言いながら、これ、大きい、大きくともこれは小型家電だろうというようなのも持込みをされるケースというのがございましては、収集体制のことも踏まえながら検討しなければいけないことであるというふうに理解しておりますので、自治

会から頂いて、すぐに、はい、できますというような、御回答はできかねるかなとは思いますが、検討の題材で、どこまで可能性があるのかということは検討できるのかなというふうに理解しています。

以上でございます。

○鈴木委員 了解です。

○深田委員 今、鈴木浩己委員の質疑に関連しますけれども、私も以前から鉄系は増やしてほしいと、フライパンも駄目だということで、これは、その理由がどうも業者との関係があるんじゃないかと、地元自治会というよりも。その辺のところをもう少し精査していただくとか、研究していただくということが、やっぱり特にこの3月、引っ越しとかいろんな関係で、地元のところに出したくても出せない人がミニステーションにすごく持っていかれる方が多いので、それをぜひ前向きに研究していただきたいですし、もう一つは花瓶。花瓶は駄目ですって、それが分からないんですよ。駄目だと、花瓶は駄目。

お皿はいいけれども、花瓶は駄目。そういうところもちょっとおかしいので、やっぱり説明して見直していただけたらと。

○嘉茂環境部次長 深田委員にお答えをさせていただきます。

ミニステーションのところ今、フライパンとか花瓶を回収品目にするというお話だと思いますけれども、市民の皆さんには、ミニステーションにもし出せない場合には、岡部のリサイクルセンターに持ち込んでくださいと、それは毎日開設しておりますので、そちらの御案内はさせていただいておりますので御理解をいただきたいと思います。

先ほどの回収品目につきましては、研究、検討課題なのかなというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○深田委員 フライパン1つ持って、岡部のミニステーションまで行くのは大変負担が多いと思うんですね、市民にとっては。

それで、今なぜかテフロン加工のフライパンというのがすごく弱くて傷がつきやすいですし、どんどん劣化しちゃっていくものですから、前の鉄の普通のフライパンのほうがずっと使えるんだなという聞きますけれども、やはりぜひそのところを、簡単にミニステーションにできないものは岡部のリサイクルセンターに持って行っていいよということじゃなくて、例えば、そのミニステーションでもアンケートを取るとか、そういうこともぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○池谷委員長 意見、分かりました。

ほかにありませんね。

○増井委員 先ほどの、村松委員の質疑の中で、田尻の処分場の件ですけれども、この廃止の工程の最中に、また、昨年のようなああいっただ災害があった場合に、あくまでも工程の最中ですよ、あった場合に、またあそこをごみ処理の収集場所といった形で検討するといった可能性はありますでしょうか。あくまでも工程中の話です。

○嘉茂環境部次長 増井委員にお答えさせていただきます。

工程中の、昨年の台風19号のような発災が起きましたら、その規模、場所、状況に

よりもすけれども、地元の跡地利用検討委員会のところにおきましても、利用させていただくことについてはお願いしたいと、もし、万が一そういうことがあったら、今回のような、回収できるような場所として利用をさせていただきたいということでは、お願いはさせていただきました。

以上でございます。

○増井委員 了解しました。

○池谷委員長 ほかにありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、環境部所管部分の審査を終わります。

次に、議第13号「令和元年度焼津市一般会計補正予算(第7号)案」中、環境部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第13号中、環境部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会、環境部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

午後1時、再開といたします。暫時休憩です。お願いします。

休憩(11:42~12:57)

○池谷委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、審査に入ります。

議第1号「令和2年度焼津市一般会計予算案」中、健康福祉部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

最初に、1番目の質疑です。

○安竹委員 3款1項1目地域福祉事務経費をお伺いいたします。

前年度より大きく増額している理由を伺います。

○伊東地域福祉課長 地域福祉事務経費の増額理由でございますが、昨年度と比べまして650万5,000円増額しております。こちらにつきましては、第4次地域福祉計画策定のため、委託料等の経費を計上したことによるものでございます。

○安竹委員 分かりました。

ここの6番ですか、地域福祉計画策定というのがあるのですが、この計画というのはどのような計画なんでしょうか。

○伊東地域福祉課長 地域福祉計画につきましては、住み慣れた地域におきまして、高齢者、障害者、児童、その他の福祉の分野ごとの縦割りでなく、それぞれの圏域の実情に

応じた形で、行政や保健、福祉等の関係機関と住民が一体となって支え合うことができる地域の仕組みづくりに取り組むための計画でございます。こちらにつきましては、福祉の各分野の上位計画となります。

こちらの委託事業につきましては、令和元年度の11月補正予算で債務負担行為の補正を行っておりまして、令和元年度中に業者選定までを行う予定となっております。

○安竹委員 ありがとうございます。

計画期間は何年か伺います。

○伊東地域福祉課長 この地域福祉計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度の6年間としてございます。現在の第3次地域福祉計画につきましては、平成28年から令和2年度までの5か年の計画でございましたが、関連諸計画との整合を図るため、5年から6年に延長して計画をつくる予定でございます。

○安竹委員 了解しました。

最後に、どのぐらいの市町村が計画を策定されておるのでしょうか。

○伊東地域福祉課長 こちらの国の調査によりますと、平成30年の4月1日現在で、全国1,741市町村のうち、75%に当たる1,316市町村が策定してございます。静岡県内につきましては、全市町村が策定済みでございます。

○安竹委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、2つ目の質疑に移ります。

○安竹委員 連チャンで行かせてもらいます。

3款1項1目戦没者遺族援護事業、これも前年度より増額しておるものですから、理由をお伺いいたします。

○伊東地域福祉課長 予算に関する説明資料のところに、ちょっと補足に加える形になるんですが、令和2年度から第11回の戦没者の遺族に対する特別弔慰金の請求受付を行うことに当たりまして、会計年度任用職員1名を雇用する経費を計上していることによりまして増額となっております。

○安竹委員 弔慰金というのは、そもそもどのようなものなのでしょうか、お伺いします。

○伊東地域福祉課長 戦没者等の遺族に関する特別弔慰金でございますが、これは、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき、支給されるものでございます。さきの大戦で、公務等によって国に殉じた戦没者の方々に思いを致しまして、その遺族に対して、戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年、70周年という節目の機会を捉えて、国が改めて弔慰の意を表すために戦没者等の御遺族に支給するものになります。

○安竹委員 対象者はどれぐらいおられますか。

○伊東地域福祉課長 第11回につきましては、基準日が令和2年の4月1日におきまして、戦没者等の公務扶助料や遺族年金等を受け取る方がいない場合に限りまして、戦没者の死亡当時の3親等内の御遺族で、規定に定められた順位の方お一人に支給するものでございます。前回の特別弔慰金の受付者数は約1,500件でしたので、同程度を今回も一応は見込んでございます。

○安竹委員 支給内容を伺います。

○伊東地域福祉課長 こちらにつきましては、額面が25万円の5年償還の記名国債を各支給対象の方にお分けするものになります。

- 安竹委員 請求期間はいつまででしょうか。
- 伊東地域福祉課長 期間につきましては、請求期間は令和2年の4月1日から令和5年の3月31日までの期間になります。
- 安竹委員 これまで、戦後20周年以降は10周年という節目でこのような支給をされていたようなのですが、今回、戦後75周年ということですので、その理由を伺います。
- 伊東地域福祉課長 先ほど御説明したように、特別弔慰金につきましては、戦後70周年といった機会を捉えて支給されておりますが、このほかに、この節目と節目の間に、年金給付の受給権者が死亡したこと等によりまして、基準日に遺族年金等の給付の受給権者がいない場合に、特例的な特別弔慰金が今までも支給されてございます。
- 戦後70周年に当たります平成27年の特別弔慰金の支給法の改正によりまして、戦没者の遺族に一層の弔意を表すため、償還額を、それまでの4万円から5万円に増額するとともに、弔意を表す機会を増やすということで、5年償還の国債を5年ごとに2回支給するというので、10年から5年に切り替わってございます。
- 安竹委員 了解です。
- 池谷委員長 この際、安竹委員に申し上げます。
- 委員の発言、そこをもう少し考えて言葉を選んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。
- 次に、3番目の質疑に移ります。
- 太田委員 私も、3款1項1目戦没者遺族援護事業費についてお聞きします。
- 増額につきましては、今、安竹委員にお話しいただきましたので、御理解いたします。
- もう一点、戦没者の追悼式が大井川地区でもやられているんですよね。大井川地区にもこの費用から出ているのか、それとも一切出していないのか、お聞きしたいと思えます。
- 伊東地域福祉課長 すみません、今詳細はないのですが、大井川地区には出ていないと聞いており……。確認します。出ていないように記憶していますが。
- 太田委員 大井川地区の皆さん、焼津の追悼式には出てこいといって出ているんですよね。大井川地区は大井川地区でやっているものですから、2回追悼式をやるのか、何回やってもいいんだらうけれども、そのような格好の中で、多分、大井川地区は、自治会の皆さんがそれぞれお金を負担してやっているかと思えます。そうしますと、おかしいやないのという方もおいでになりますので、その辺どうなっているのかお聞きしたいと思ひまして質疑しました。
- 伊東地域福祉課長 焼津市として対応しているのは8月15日の年1回になりますので、今、太田委員からお聞きしました自治会負担という点も考慮しまして、対応をどういうふうにするのか、対応のほうを調べて、また考えていきたいと思ひます。
- 太田委員 了解です。
- 池谷委員長 それでは、4番目の質疑に移ります。
- 内田委員 私からは、歳出3款1項1目生活困窮者自立支援事業費ですが、昨年度の予算からすると、1,300万円ほどの減少となっておりますが、この理由についてお伺いいたします。
- 伊東地域福祉課長 生活困窮者自立支援事業のうち、焼津市の社会福祉協議会に委託し

ております生活困窮者自立支援相談支援事業と、家計改善支援事業につきまして、社会福祉会として、現在の委託条件では業務の履行ができないということで、令和2年の同事業について、市職員によります直営事業として実施することとしたことによります。

このことによりまして、社会福祉協議会の委託料の減額及び自立相談支援を行う会計年度任用職員に対する経費の増額分の差額として、約1,300万円の減少という予算となっております。

○内田委員 今回の回答で、自前化されるということですが、やること自身は変わらないのだと思うんですけど、その分の職員の負担というか、そこはどのようにお考えでしょうか。

○伊東地域福祉課長 生活困窮者の自立支援事業のほうにつきましては、直営として事業のほうを進めますので、今までも社会福祉協議会のほうの職員が対応していただいたんですが、そこのところは連携が途切れなような形で行いますし、他の生活支援事業とか、生活保護の連携等、効果的な事業実施を進めていくために、また、事業のほうは途切れなような形で、ますます今後、困窮事業のほうの必要性が高まっておりますので、そこのところは対応のほうを適切に進めていきたいと考えております。

○内田委員 了解しました。

○池谷委員長 それでは、5番目の質疑に移ります。

○松島委員 それでは、歳出の3款1項3目、予算書118ページ、説明資料の63ページ、64ページです。なお、正誤表が配られていると思いますが、前年度の予算が137万5,000円というのは誤りですよというところよろしいですかね。

それでは、伺います。説明資料によると、本事業は新規の事業であり、75万円の予算措置がされております。重症心身障害児者が利用可能な生活介護、または短期入所による障害福祉サービスを焼津市内で新たに開始する事業所に、国の助成制度を受け、必要な資機材を整備する事業であるとあります。なお、補助率、金額に関しましては、説明資料に記載されているとおりであります。こういう福祉事業というものに関していえば、当事者の立場に立ったきめ細かな対応が求められると思います。

そこで伺いますが、事業開始に当たり、これまでの経緯と本事業の目的を踏まえて、どのような支援を考えているのか、また、具体的な計画を伺います。

○伊東地域福祉課長 本事業の目的につきましては、市内に重症心身障害児者の受入れができる生活介護事業所と、短期入所事業所、ショートステイが不足しているという課題を解決するために、介護福祉機器の整備費用の助成を行うことで新設事業所の参入を促すこととございます。

こちらの補助の対象につきましては、国の人材確保等支援助成金の中の介護福祉機器助成コースの認定を受けて実施します介護福祉機器の整備に要する経費等となります。

補助額につきましては、国の助成制度により支給される助成金の2分の1以内で、上限75万円を限度とするものでございます。

目的につきましては、先ほどの繰り返しにはなるんですが、生活介護事業と短期入所事業所、こちらのほうが、焼津市内、圏域も含めてですが、需要に対して対応できる事業所が少ないものですから、そちらの事業所の新規参入を促すということを大きな目的としております。

○松島委員 ありがとうございます。

やはり目的のところと、私の聞いている範囲では、計画して、ここに至るまでに、特別支援学校を卒業後に利用可能な生活介護事業所や、重症心身障害児者を受け入れる待機入所事業所が市内にないということに対する課題であるというところの提案を受けてというようなことも聞いております。やはり、このように新規事業であります、こういったことを、きめ細かなサービスというのが必要になってくると思いますので、今後もよく連絡を取りながら、当事者サイドに立ち、事業者サイドに立った計画というのを進めていただきたいと思います。

金額が多いのか少ないかというところは、これは実際やってみてからという判断になると思いますので、その辺も考慮していただきながら、見極めて進めていただきたいと思います。

同様な質疑がほかにもあるようでございますので、私は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○池谷委員長 それでは、6番目の質疑に移ります。

○鈴木委員 すみません、松島委員、気を遣っていただいて、ありがとうございます。

それでは、私のほうから、同様の事業費ですけれども、重症心身障害児者に対応したグループホーム、ショートステイの施設の整備に対して支援をされるということでありましても、具体的にこの施設について御説明を伺えたらありがたいです。例えば、市内のどちらに開設されるのかであるとか、あるいは、開設時期はいつ頃かとか、グループホーム、ショートステイの定員は何人ぐらいになるのか、それぞれお教えいただければと思います。お願いします。

○伊東地域福祉課長 具体的な助成対象施設につきましては、市内の大島地区に、令和2年度6月開所予定の事業所を想定してございます。この事業所につきましては、グループホームと短期入所のショートステイを併設し、それぞれ定員10名の施設を開設する計画でございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

それこそ、グループホーム、ショートステイ、それぞれ10名の定員だということでお話ございました。

焼津市の第4次の障害者計画、これを拝見しますと、重度障害児者に対してのグループホームですとか、ショートステイが非常に不足していますよというような文言が結構いろんなところにうたわれているんですけれども、例えば今回、それぞれ定員10名の規模で、6月に開設をしていただくことになったわけなんですけれども、市として、どれぐらいの整備目標、グループホームとショートステイについて、どれぐらいの整備目標を持っておられるか、もし分かれば結構ですので、お教えいただければと思います。

○伊東地域福祉課長 今、鈴木委員のほうからありましたが、焼津市の障害福祉計画の中で、短期入所につきましては、計画上、令和2年度につきましては、実利用者数を月93人、延べ利用者数を486人と見込んでございます。

こちらにつきましては、今、定員が大井川寮につきまして1日4人……。すみません、ちょっと細かい数字になってしまうんですが、1日4人掛ける30.4の121日、月が最大で、あとは空床利用型として対応していますので、確保自体が非常に困難な状況となっ

てございます。市内だけの受皿では全く、今不足している状況でございます。

グループホームにつきましては、計画では、令和2年、月51人を見込んでございます。平成30年の実績によりますと、59人の利用がございまして、計画上の利用見込みにつきましては、既に超えている状況でございますが、市内だけで考えますと、市内4事業所で定員が39人でございますので、新規事業所の定員10人を加えても、令和2年は49人となる予定でございますので、こちらも次期の地域福祉計画の中では、その辺の事態を踏まえて、計画のほうをまた反映していきたいと考えてございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

いずれにして、ショートステイもグループホームも非常に不足している状態だと思いますので、今後、そういった重度心身障害児者をお持ちの御家庭の皆さんに、少しでもやっぱり安心していただけるような施設の整備というものを、当然、また、社会福祉法人の皆さんに御理解と御協力を頂かないといけないわけですが、市としても、積極的にちょっと増床をしていただくだとか、新たな事業者を市内へまた呼び込んでいただくだとか、そういった今後も引き続き取組もよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○池谷委員長 それでは、7番目の質疑に入ります。

○石原委員 僕のほうからも、同じく3款1項3目重症心身障害者支援施設推進事業費に関して伺います。ほぼほぼ鈴木委員や松島委員がいろいろ聞いてくださったので、重なっているところは省きます。

ここの中で書いてあるように、整備する介護福祉機器というところを具体的に教えてください。

○伊東地域福祉課長 対象として考えております介護福祉機器につきましては、国の職場定着支援助成金と同等の助成対象品でございます。対象として考えているのは、移動昇降用のリフト、エアマット、自動車用車椅子ピット、特殊浴槽、ストレッチャー、自動排せつ処理機、車椅子体重計を想定してございます。

○石原委員 ありがとうございます。

もうその辺は、申請があったという形ですか、整備する、まだない。

○伊東地域福祉課長 申請自体はまだ行われてございません。

○石原委員 最後に、ちょっと質疑を変えます。

令和元年4月から、共生型という介護制度の中で、障害者も受け入れるという形ができたんですが、介護施設で障害者を受け入れる。今手を挙げている、受入可能だよと言っている社会福祉法人さんがあれば教えてください。

○伊東地域福祉課長 今、1事業所が対象として、手を挙げていただいております。

○石原委員 その事業所を教えてください。

○伊東地域福祉課長 池ちゃん家という事業所になります。

○石原委員 介護の制度の中でも、空いた場所で区切りをつければ、そういった形で、障害者やデイサービスだったり、グループホーム、いろんなところでショートステイも対応できるということも、今までの壁が大分緩和されてきた制度もあるので、その辺も逐一、また今の介護施設の空いている日などもありますので、そういう形で、健康福祉部のほうでやって、また呼びかけたりとかという形で、今、足りていないショートステ



イの障害者の方やグループホームとか、そういった受入れの部分を、受皿の介護施設を探ってきてはどうでしょうかということの意見で締めたいと思います。

以上です。

○池谷委員長 それでは、8番目の質疑に移ります。

○深田委員 3款1項9目補装具給付費について伺います。

1、給付費1,795万2,000円の内訳、負担割合を伺います。

2、補聴器の補助制度は条件が厳しいようですが、申請状況はどうか。

3、市の単独補助についてはどうか。

以上となります。

○伊東地域福祉課長 補装具給付費の内訳でございますが、車椅子が購入を18件、修理を30件で487万2,000円、電動車椅子が購入を4件、修理4件で227万6,000円、装具が購入が22件、修理4件で302万4,000円、義肢が購入4件、修理2件で103万8,000円です。重度障害者用も、意思伝達装置、これの購入で1件、修理1件で53万8,000円、補聴器が購入16件、修理14件で160万4,000円。座位保持装置につきましては購入8件、修理6件で368万4,000円で、その他の購入として14件、修理1件で64万6,000円となっております。こちらの財源の負担割合でございますが、国庫負担金が2分の1、県負担金が4分の1、市の一般財源が4分の1でございます。

あと、補聴器の補助制度につきましては、1月末現在で、今年度における補聴器の給付につきましては、購入が13件、修理が8件でございます。

すみません、訂正で、義肢につきまして、私のほうが103万8,000円と発言しましたが、実際には130万8,000円の間違いでございます。

先ほどの補聴器の補助制度につきましては、1月末現在が、今年度における補聴器の給付につきまして、購入が13件、修理が8件でございます。過去3年間の1年当たりの平均につきましては、購入が約26件、修理が約14件でございます。

市の単独補助についての御質疑でございますが、こちらの市の単独補助制度はございませんので、それに関する予算計上はしてございません。

以上です。

○深田委員 補装具の中で、特に今回、補聴器の関係をお聞きしたかったものですから、全体ではどういう補装具の給付がされているのかというのを最初にお聞きしました。やはり、比べてみますと少ないのではないかなというふうに思います。

そこで、まず、補聴器を必要としている聴覚障害を持つ方、焼津市ではどのくらいいるか、御存じでしょうか。

○伊東地域福祉課長 現在、聴覚障害によります身体障害者手帳所持者が262人ございまして、そのうち、公費負担による補聴器の給付を受けた方につきましては165人でございます。

○深田委員 聴覚障害をお持ちの方、全国で550万人、これ、2018年の統計で550万人ということが出ております。焼津市を14万人にすると、計算してみたら、6,416人なんですね。今、お聞きしますと、やはり全体で、3年間で26人、修理が14件、現在、身体障害者手帳260人中、公費でやっている方が約165人ということで、全く少ないんですね。私、その原因は何なんだろうかということを調べましたら、例えば、ある方は、1個落と

してしまって、つながっている掛ける糸みたいなのが、糸というか、壊れてしまったので直したい。だけど、1個30万円ぐらいするんですよね。1割負担ですから3万円ですけど、それで、何か仕事をしていないと、2つの補聴器の補助は出ない。片方でいいでしょうというのが国の予算のやり方。だけど、同じ人間なのに、どうして片方だけでいいのかというのは、私はそもそも疑問に思うんですね。そういう高額だということと、すぐ取れてしまうという、そういう難点もあるし、1つ作るために物すごい手間がかかる、順序がすごい大変、長くかかります。地域福祉課でまず申請するための書類をもらって、その後にお医者さんに行って、耳鼻科に行って、医師に身体障害者診断書をもらう、その後、交付申請書と身体診断書を課に提出して、その後、身体障害者手帳が発行される、それまでに1か月かかる。そして、ようやくその後、家電補聴器を申請するための書類をもらって給付申請書を出して、指定の耳鼻科に受診する。これからまたどんどんどんどん、まだ手続きがいろいろある。ようやく補聴器を、これがいいかなと思っても、その人に合うまでにまた1か月ぐらいかかる。何回かやらなきゃいけない。物すごく大変なんですね。この辺のところをもう少しやっぱり、全体では、まだまだ必要な人が購入できていない状況がありますので、申請の簡素化とか、手続きをもう少し簡素化することとか、公費の投入を考えていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

- 伊東地域福祉課長 補装具の支給につきましては、障害者総合支援法による法定給付制度となっております。今、県内の他市町村で単独の上乗せ補助をしているところがあるのかということで確認をしたんですが、そのところも、今あるということはお聞きしてございません。

今まで、市も単独補助についてということも検討はしていない状態ですので、これについては今後研究のほうをしていきたいなと考えております。

- 深田委員 了解。
- 池谷委員長 それでは、9番目の質疑に移ります。
- 石原委員 歳出の3款1項9目障害者虐待防止事業費に関してお伺いします。

今現在、本市が把握している虐待を受けている方は何名いらっしゃいますか。また、昨年度より予算額が減額となっておりますが、本市では、虐待を受けている方の人数が減っているということなんでしょうか、教えてください。

- 伊東地域福祉課長 令和元年度の虐待の対応件数は、4月から12月で通報5件で、うち虐待認定が1件でございます。

予算額が減額となっている理由でございますが、こちらにつきましては、虐待防止連絡会が、高齢者と障害者で各1回、予算計上をされておりましたが、今、合同で年1回開催しておりまして、障害者虐待防止事業費のうち、委員謝礼のほうを7万9,000円減額したところによるものでございます。

- 石原委員 5件確認できた、確認というか、通報があったと言いまして、1件認定したといった話だったんですが、やっぱりそういうのというのは、通報はどこから一番来られますか。

- 伊東地域福祉課長 こちらにつきましては、多いのは、相談支援専門員とか障害者福祉施設の従事者等からの通報によるものが多いと聞いております。

○石原委員 虐待の内容によっても、モラルだったり、フィジカルだったり、ネグレクトだったり、いろいろあると思うんですけど、どのケースだったのでしょうか、教えてください。

○伊東地域福祉課長 後で御報告させていただきます。

○石原委員 最後の質疑です。合同で年1回開催される、先ほど言った協議会というか、その構成メンバーと、あとは、そこで話し合われた議事録的なところ、そういったものは公開しているのでしょうか、教えてください。

○伊東地域福祉課長 委員のメンバーなんですけれども、学識経験者、医療関係者、司法関係者、静岡県焼津警察署、焼津市民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、地域包括支援センター、あと、焼津市相談支援事業所のメンバーで構成されております。

会議録については、特に公表はしてございません。

○石原委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、10番目の質疑に移ります。

○鈴木委員 歳出3款1項9目相談支援事業費について伺います。

これは、成年後見制度の話なんですけれども、代表質問である程度お伺いをいたしまして、利用件数なんかもお伺いいたしましたので、今後の相談体制と課題についてお伺いをさせていただきます。

○伊東地域福祉課長 成年後見制度の利用の課題についてでございますが、制度の普及、高齢者人口の増加等によりまして、年々利用者が増加してございます。利用希望の需要に対しまして、司法書士や社会福祉士などの専門職後見人の不足が見込まれてございます。今後の財政需要に対応するため、判断能力が残っているうちに託す任意後見の利用や、認知能力の喪失程度によりまして補佐、補助の段階からの活用や、新たな後見の担い手として市民後見人の育成と活用が期待されていると考えてございます。

今後の制度につきましては、成年後見支援センターのほうを社会福祉協議会のほうで開設して、今後、そのところの活用を深めていきたいと考えてございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

それこそ、先日の代表質問のときに、平成30年の12月末の時点で、265人の市民の方がこの制度を利用したと伺いました。平成28年度から平成30年度に向けて、結構件数が年々増加傾向なんですね。それこそ判断能力が非常に厳しくなってきた中に対して、事前にやっていただく、そういったことも今、課長から御答弁がありました。その前段で、利用件数がだんだん増加していく中で、司法書士さん、あるいは社会福祉士さんみたいな、そういう専門職の後見人も不足が見込まれるというお話があったわけなんですけれども、それはそれで確かにそうで、市民後見人の養成もやっっている中で、まずは、成年後見制度を利用するに、非常に手間がかかるということ、それから、中には、利用したいんだけど、申立人がいないであるとか、あるいは親族だとか、そういった方々の御理解とか御協力が得られない。そのほかには、所得があまりにも少な過ぎて、後見人をやっていただく方には報酬も支払わないといけない、申立費用もかかるというような、そういう幾つかの、利用をある意味阻害する要因というのは、結構やっぱり具体的に現場の話を聞いてみると、あるわけなんですけれども、こういった265件、今まで御利用いただいたと御回答いただきましたけれども、今まで申立ての件数の中で、

市長の申立件数というのは、この265件中何件ぐらいになっているか、もし分かれば教えてください。

○伊東地域福祉課長 265人中、市長申立件数は11件でございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

市長申立人11件ということで、なかなかやっぱり申立人だとか、見つからない、あるいは、周りの御理解が得られなかった特殊な件数かなというふうに思うんですけども、それと、あともう一つは、申立費用であるだとか、あとは、後見人に対して報酬への補助というのも今もあると思うんですけども、それをちょっと拡大していただくような、そんな試みの検討というのは、これまでされたことがあるんでしょうか、お伺いいたします。

○伊東地域福祉課長 今現在の焼津市の成年後見制度利用支援事業実施要綱がございます。その第2条で、支援の内容について御説明しておりますけれども、判断能力が不十分な高齢者、知的障害者及び精神障害者で、親族がおらず、健康状態や生活状況などの対象者の福祉の向上を図るために成年後見人等を選任することが必要と判断したときは、市長申立てを行い、それに要する費用を市が支払うこととしてございます。

それに、同じ要綱にも記載されているんですが、また、親族以外の申立てによる後見人報酬額を自らの財産で負担することが困難な場合につきましては、家庭裁判所が決定しました報酬額を助成することとしてございます。このように、報酬助成の対象は市長申立てだけでなく、本人申立ての場合も含み、一応補助制度が出来上がってございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

それこそ、今後、認知症高齢者であるとか、あるいは知的とか精神の障害者の方で、御本人がなかなか判断能力がやっぱり完璧ではないよという方が今後増加されていくと思います。成年後見支援センターも開設をいただくということでありますので、少しでも利用しやすい国の制度でもあるのですから、どうしても市で単独でそういった制度設計の部分で変えるというのは難しいかもしれませんが、ある程度、低所得者あるいは申立ての御協力者がおいでにならないような方々に対しましても利用促進を図っていただくような、そんな試みも今後ぜひよろしくお願いいたします。意見を申し上げまして、終わります。

○池谷委員長 それでは、次に、11番の質疑です。

○内田委員 私からは、歳出3款2項7目障害児通所支援ですけど、前年度の予算から3,800万円ほどの増加が見られますけど、この理由についてお伺いいたします。

○伊東地域福祉課長 今年度予算よりも3,800万円の増額となった理由でございますが、こちらにつきまして、予算に関する説明資料の81、82ページのところに各項目がございますが、その項目で御説明させていただきますと、児童発達支援につきましては、利用件数が615件から767件の増ということで、1,400万5,000円を増額計上しております。

あと、2番目の居宅型児童発達支援につきましては、こちらにつきましても、利用日数の増によりまして103万7,000円を増額計上してございます。

放課後等デイサービス事業につきましては、こちらの利用件数は、卒業による減と入学による増で、大きな増加のほうはないのですけれども、お一人の方で複数の事業所を

利用して、各事業所の特色のある療育メニューを御利用されるということで、月の支給量の上限まで利用される方が増えておりまして、それによりまして給付費が増加してございます。こちらにつきましては2,004万9,000円を増額計上してございます。

保育所等訪問支援につきまして、令和元年度10月の報酬改善によりまして9万1,000円を増額計上してございます。これらによりまして、前年度に比べ約3,800万円の予算計上となっております。

以上でございます。

○内田委員 確認ですけど、基本的にはその実績見合いで来年度予算を、その想定で積んだということよろしいですか。

○伊東地域福祉課長 こちらにつきましては、今年度の11月補正予算で増額補正をさせていただいております、こちらにつきましても現在の執行状況と過去の推移等を鑑みまして、今年度予算を3,918万5,000円、11月補正で増額して、事業費総額が4億9,171万5,000円に増額補正している状況で、こちらにつきましても、現在の利用状況に合わせた形での予算を計上してございます。

○内田委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、次に12番の質疑です。

○岡田委員 同じく、今の内田委員と同じ3款2項7目、内容については、ほとんど今御回答いただいたんですが、児童発達支援、これはかなり増加しているということで、615から七百何件でしょう。

○伊東地域福祉課長 757。

○岡田委員 そういうの、最近、国の支援事業とはいえ、なかなか今まで大変だった方々の通所支援事業、これ、極めて好評な評価を受けております。やはり、いろんな面で居宅型の児童発達支援ですとか、そういったより高度なものを利用者さんも要求しているようで、その辺の内容をできるだけ費用的に落としたものができるような形というのをぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

○池谷委員長 それでは、13番目の質疑に移ります。

○松島委員 それでは、歳出3款3項2目、決算資料は85、6ページです。国庫負担生活保護扶助費に関して伺います。

法に基づく国家負担補助費ではありますが、本年も前年を上回る2,000万円以上増額の11億8,357万2,000円が予算措置をされております。説明資料によると、生活保護法に基づく扶助費であって、生活、住宅、教育、介護、医療、生業、出産、葬祭、8項目の扶助費及び救護施設事務費というふうにあります。質疑の要旨では、それぞれの件数と金額を伺うということで通告を出させていただいておりますが、予算に対してということではなくて、例えば、御用意されている答弁が、前年あるいは本年度ここまでという形でも結構でございます。次の質疑の要旨でありますけれども、用意されたお答えで結構でございますので、御答弁いただきたいと思っております。

○伊東地域福祉課長 生活保護扶助費につきまして、こちらは近年の保護世帯、人員数の推移から、令和2年の当初予算につきましては、被保護世帯を592世帯、被保護者数を760人として見込んで予算計上してございます。各扶助費の内訳としまして、これ、予

算になります。生活扶助費につきましては、月473世帯で、3億644万6,000円、住宅扶助費につきましては、427世帯で1億8,733万5,000円、教育扶助費が75世帯で455万2,000円、医療費扶助費が528世帯で6億1,077万9,000円、介護扶助費につきまして、149世帯で5,042万5,000円、その他、生業等その他の扶助費が2,403万5,000円として計上してございます。

以上でございます。

○松島委員 お答えを頂きまして、やはり数を見ますと、金額を見ますと、こんなに多いのかなという感想ではあります。

今回、増額が2,162万3,000円だと思うんですが、前年に比べて増えているという、この増額の理由はどの辺のポイントなんでしょうか。

○伊東地域福祉課長 今回増額になっている部分につきましては、生活扶助費と医療扶助費のほうが、どうしても本年度もそうなんですが、伸びてございます。近年の生活被保護世帯の増加の原因について、一概には言えないんですけども、東日本大震災以降、市内の築年数が古く、安価な賃貸物件が多くあったということで、受給希望者が賃貸住宅を借りやすい環境、近隣市に比べて多い傾向にある傷病世帯が多いということも背景にあると考えております。

また、生活習慣病の増加や低所得者の高齢者の増加が要因としてありまして、そちらを考慮しまして、予算計上のほうをさせていただいております。

○松島委員 理由の中も、私もいろいろ想像している中で、やはりそうかなというところが、医療の関係というのは非常に大きいかなと思います。

それで、景気がよくなっているとはいえ、地方ではまだまだ苦しい状況が続いている中で、生活保護という部分、これは、セーフティーネットという形ではやむを得ない部分ではあるのかなと思う反面、これだけ金額が大きくなっていくということに関しては、非常に大きな問題になってくるかなというふうにも予測されております。

あとは、意見なんですが、自立支援という部分も含めて、やはり併せて考えていかなければならないというところ、感じています。一人一人の要因はいろいろあると思いますが、細かく分析をしていただいて、よりその方たちに合う生活の自立支援というところへ対策をシフトしていくということも必要だと思いますので、その辺、考慮を入れた施策、行政実現をしていただきたいと思います。

以上です。

○池谷委員長 それでは、次に、14番目の質疑に移ります。

○川島委員 私も生活保護扶助費についての通告をさせていただきました。ただいまの松島委員に対しての御説明で、ほぼ内容が網羅されておりましたので、以上で終わります。

○伊東地域福祉課長 先ほど、まず大井川地区の戦没者の関係でございますが、大井川地区の遺族会につきましては、静浜、相川、吉永の3地区ございまして、その3地区は、それぞれ追悼式のほうを行っているというふう聞いてございます。遺族会のお考えもあるかとは思いますが、市としましては、8月15日に文化会館で、市全体の遺族会、戦没者の追悼式を行ってございますので、そちらのほうに御参加いただく形で対応のほうをお願いしたいというふうと考えてございます。助成のほうは、今ないというのが現状でございます。

もう一件、石原委員の御質疑で、虐待5件の内訳でございますが、2件が身体、もう二件が精神的な虐待で、もう一件が経済的虐待でございます。それぞれ、身体の2件につきましては、施設からが1件と家族からが1件で、その家族からは虐待認定されてございます。精神的な虐待の2件につきましては、こちらも施設、家族それぞれ1件ずつでございます。経済的な虐待の1件につきましては、家族からの1件になります。

○池谷委員長 太田委員、石原委員、よろしいですね。

それでは、続きまして、15番目の質疑に移ります。

○内田委員 歳出3款4項1目の健康長寿を祝う会の事業費ですけど、前年度予算から1,200万円の減少になってはいますが、この理由について伺いたします。

○落合地域包括ケア推進課長 内田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

この事業につきましては、健康長寿を祝う会の開催に係る経費と、お祝い商品券の配付に係る経費でございますが、前年より減額となりました要因につきましては、お祝い商品券の見直しによってでございます。人生100年時代と言われまして、健康寿命が延伸している中、対象年齢の見直しをしたことによるものでございます。令和2年度より、米寿など節目の方を対象といたしまして、75歳の方に3,000円、88歳、99歳の方に5,000円、それから、100歳の方に3万円、101歳以上の方に2万円として、特に100歳以上の方に一層祝意を表す形で、お祝い商品券を贈呈させていただくことによりまして、予算額のうち1,529万円が減額となりますけれども、お祝い金会計で1,139万2,000円の減額となっております。

以上でございます。

○内田委員 今までもらっていた方からすると、もらえなくなっちゃったというところで、不満も出るのかもしれませんが、その減額した分は、どこかほかにも回したとか、そういったことはあるんでしょうか。

○落合地域包括ケア推進課長 内田委員の質疑に答えさせていただきます。

減額したうち、3款4項1目老人クラブ助成費のうち、さわやかクラブ活動助成費（バス利用等支援金）それから、3款4項2目のミニデイサービス利用費のほうに、両方合わせて100万円ほど、拡充のために回させていただいております。

○内田委員 減額されたことによって御意見が出てくるのかもしれませんが、そういったような理由の説明とともに、丁寧に対応していただければと思います。

もう一点、伺いたいのですが、健康長寿を祝う会自身ですが、この参加率というのはどの程度と把握されていますでしょうか。

○落合地域包括ケア推進課長 数年の分を御説明させていただきます。

平成29年につきましては、参加率が36.4%、それから、平成30年度につきましては36.1%、それから、令和元年度につきましては33.8%となっております。およそ3分の1強の方が参加されているというような状況でございます。

○内田委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、次の16番目の質疑に移ります。

○秋山委員 私からは、3款4項1目在宅介護支援金事業費の1,302万5,000円について伺います。

前年に比べて、ほぼ同額というふうなんですけれども、ほぼ同額ですが、対象見込み

の世帯数、あと、その傾向をどのように把握しているか教えてください。

- 落合地域包括ケア推進課長 対象世帯といたしますか、対象人数なんですが、昨年の12月、今年度の12月でございますが、223人の方が対象となっております。この制度の対象の方が介護度4以上の方で、在宅で介護を受けております、家族の介護を受けている方で、6か月間経過している、継続して在宅で介護を受けているという方でございますが、なかなか利用数の見込みというのは見込にくいのでございますが、例年、大体220から40の間で推移をしているところでございますが、今年度と同じ金額で、ほぼ同じ形で予算のほうは見込んでございます。

以上でございます。

- 秋山委員 それで、大体220人前後で推移しているということなんですけれども、やっぱり申請するという、家族からの申請を受けて支給ということになると思うんですが、申請漏れといたしますか、そういった本来この支給を受ける対象の人が漏れているというようなことは大丈夫でしょうか。

- 落合地域包括ケア推進課長 秋山委員の質疑に答えさせていただきます。

対象者の周知につきましては、日頃から介護保険サービスの周知、または、チラシ、ホームページ、ケアマネジャーさんを通して周知に努めているところでございますが、先ほど説明させていただきましたが、この制度は、介護保険の要介護4以上の方でございます、必ずケアマネジャーがついてございます。そういった理由から、ケアマネジャーについては、制度については周知をさせていただいておりますので、申請漏れはほぼないというふうに考えております。

以上でございます。

- 池谷委員長 それでは、17番目の質疑に移ります。

- 内田委員 歳出3款4項1目高齢者介護基盤支援事業費ですが、本年度の予算からこの項目が出てきたというふうに思いますが、具体的な事業内容についてお伺いいたします。

- 川村介護保険課長 高齢者介護基盤支援事業でございますが、本事業については、要介護者が利用する介助つき医療サービス事業を支援するものでございます。具体的な事業といたしましては、訪問介護サービス事業としての介護タクシーによる通院時などの乗降介助、移動介助サービスの介護報酬の上乗せ助成として想定しております。新規事業としておりますが、志太地域の訪問介護サービスの基盤が、業者率の減少により脆弱となっておりますので、要介護者が訪問介護サービスを利用しやすい環境を整えるため、介護サービス事業者に対し補助金を拠出することで、介護基盤を支えるということをしていこうとするものでございます。

- 内田委員 よく分からなかったんですけど、介護タクシーの利用者に対して補助すると、そういうことですか。

- 川村介護保険課長 介護タクシーの業者について補助金を拠出するというものでございます。

- 内田委員 その条件というか、要綱といたしますか、どういう基準でもって支給するのでしょうか。

- 川村介護保険課長 こちらにつきまして、志太圏域、これ、藤枝市、島田市、焼津市でございますが、同様の支援補助金を来年度より拠出していこうと考えておりますので、



現在のところ、補助金交付要綱を作成しているところでございます。ですので、3月中にはこの要綱を3市で同じように作成いたしまして、来年度より支援金として出していきたいなと思っております。

○内田委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、次に、18番目の質疑に移ります。

○杉崎委員 私も同じ項目でございます。

今、ちょっと勘違いしていたものですから、私が確認の意味で質疑させていただきますけれども、島田、藤枝、焼津圏域内ということなんですか。当初、私は、志太榛原地域、その圏内というふうに解釈したんですが、確認をさせてください。

○川村介護保険課長 圏域内ということで、志太圏域内ということで、焼津、藤枝、島田市の3市ということになっております。

○杉崎委員 じゃ、榛原は入らないということで、確認させていただきました。

同じように、島田、藤枝もほぼ同額というか、こういう予算で行くんでしょうか。

○川村介護保険課長 島田市、藤枝市についても、同様な当初予算案を来年度に計上しておるものでございます。

○杉崎委員 了解。

○池谷委員長 それでは、19番目の質疑です。

○秋山委員 私も同じ高齢者介護基盤支援事業費のことなんですけれども、今、御説明で、介護タクシー事業者に補助ということでしたけれども、介護報酬に上乘せということですよ。それで、何年前に、介護タクシーの事業から、乗務員の不足等でタクシー事業者が撤退しますということがあったと思うんですけれども、具体的に、この介護タクシーの事業者、焼津市内に、どんな事業者にということでしょうか。何社で幾らという。

○川村介護保険課長 介護タクシーの事業者でございますが、現在、焼津市には1社ございます。訪問介護リボンというところでございます。藤枝市に2社ございます。志太交通、さくら福祉タクシーでございますが、その3社について補助金を支出しているということでございます。

○池谷委員長 それでは、20番目の質疑です。

○岡田委員 それでは、3款4項2目ミニデイサービス事業についてお聞きしたいと思います。

ミニデイサービス事業、現在、市内何団体で、登録人数は何人ぐらいなんでしょうか。補助金のそれぞれ出ているわけですが、支出報告書等は頂いているんでしょうか。

○落合地域包括ケア推進課長 岡田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、団体数等でございますが、平成31年4月1日現在、補助金交付団体対象団体数は55団体でございます。登録者人数につきましては、利用者が1,268人、それから、ボランティア登録者数が713人でございます。

次に、補助金の関係でございますが、補助金は焼津市ミニデイサービス運営事業補助金交付要綱により交付手続をしていただいております。交付申請の際には、事業計画書及び収支計算書を添付した交付申請書を提出していただいております。

また、事業年度終了時には、事業実績書、収支決算書を添付していただいた実績報告書を提出しております。適切な支出の管理に努めておるところでございます。

以上でございます。

○岡田委員 今お聞きした55団体、1,268人、ボランティア713人ということなんですけれども、支出計画だとか、そういったものを出していただくんですが、いわゆる組織というか、要は、例えば責任者がいて、そして、きちっとやっていかないというかあれなんですよね。それぞれ団体の組織というのはどういうような組織になっています。例えば、自治会単位であるとか、あるいはボランティア単位であるとか。

○落合地域包括ケア推進課長 組織につきましては、種々ございます。もちろん自治体さんが中心になっちゃってるところもございますし、地域のボランティアの方がやっていらっしゃる場所もございますが、皆さんは代表者の方を決めていらっしゃる、その方下、デイサービスのほうを実施されておまして、ちょっとお話とはずれるかもしれませんが、一応、毎年10団体ほどを対象にしまして、領収書や金銭出納帳の確認をさせていただくために、職員が帳簿の内容の確認とか、そういったものをさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○岡田委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、次に、21番目の質疑です。

○河合委員 私からは、4款1項1目健康ゾーン拠点機能配置計画策定事業費について伺います。

最初に、私の要旨の中にちょっとミスがありますので、その訂正からお願いしたいと思います。

ぽつの2つ目なんですけれども、昨年とありますけど、これ、昨年頂いた予算説明書なものですから、本年度になります。平成31年、令和元年です、元年度の予算説明資料には、健康ゾーン構想の策定に要する経費300万円余とありますが、正しくは362万5,000円になっています。その後ろ、今年とありますけれども、今年頂いた分ですが、これ、令和2年度になります、次年度になります。令和2年度は、庁舎の機能配置計画を策定するために要する経費250万円と、こういうふうに訂正をしてください。

それに、もう一つ、私、平成30年度分を調べましたら、同じように構想策定事業ということで、166万4,000円というのがありました。そうすると、平成30年、平成31年とある構想策定事業というのと、次年度計画されている計画策定事業との、構想と計画という、この言葉の捉え方は私もよく分からないんですけど、その辺の構想から計画へのつながりも含めて、これは何年で計画していこうとするのか伺うのと、あわせて、その計画方針を伺いたいと思います。

○橋ヶ谷健康づくり課長 まず、健康ゾーンの策定につきましては、本年度、新年度予算として健康ゾーン拠点機能配置計画策定事業費につきましては、こちらの令和2年度のみ、単年度の計画となります。

なお、先ほど答弁がありましたけれども、健康ゾーン構想の策定につきましては、平成29年度に市民アンケート調査を実施しております。平成30年度に、大井川庁舎、大井川保健相談センターも同様の機能の検討をしております。

平成31年度、本年度ですけれども、民間参入の可能性調査のほうを実施しております。健康ゾーンの構想につきましては、大井川庁舎の周辺において、健康維持分野、運動、

食生活と生きがいがづくり分野、社会参加市民の2つの分野を柱にいたしまして、健康維持と生きがいがづくりの事業を進めること、また、その事業を行う場、拠点となりますけれども、拠点づくりを目指すものということとなっております。

健康ゾーンの構想につきましては、大井川庁舎周辺ということになりますが、現在は、短期的な計画といたしまして、構想の拠点となる大井川庁舎をリノベーションしまして、健康維持と生きがいがづくり分野の機能を導入することを検討しております。

導入する機能につきましては、可能な限り、民間活用にて進めていきたいと考えておりますので、今年度につきましては、民間事業者に対して、事業への参加の意向調査を実施しているところでございます。

令和2年度につきましては、今年度の結果を踏まえまして、民間事業者の具体的な参入条件を整理することと併せて、民間事業者以外の非営利団体や市民団体等による利活用等も検討して、健康ゾーンの拠点となる大井川庁舎における健康づくりと生きがいがづくりの機能の配置計画案を策定するものとなっております。

最後に、本年度と昨年度のつなぎということで御質疑いただきまして、そちらにつきましては、平成29年度から今年度まで、構想策定事業といたしまして、基礎調査、アンケート調査を実施しましたけれども、市民調査を実施し、その結果を踏まえて、構想と拠点となる大井川庁舎への同様の機能の検討や、民間事業者の参入の可能性について検討を行いまして、全体構想においても検討を行ってまいりました。

次年度につきましては、構想の拠点施設となる大井川庁舎への機能配置計画策定事業として、具体的に健康ゾーン構想の拠点となる大井川庁舎についても、どのような機能を、また、どのように配置するかということを計画として取りまとめしてまいりますことを予定しております。

以上です。

- 河合委員 分かりました。今まではゾーンとして広く調査、検討してきている中で、来年度に関しては、この庁舎に関して少なくともどんなふうにご利用するのか、これは1年で、例えば、令和2年度末ぐらいには計画がまとまるという理解でよろしいですか。ということは、大井川庁舎もどういうふうにご利用されるかは、そのときに発表されるような、発表というか、ある程度の形が決まるということで報告いただけるということでした。分かりました。この場所は、やっぱり文化センターがあったり、図書館があったり、大井川の今、拠点になっているところだと、なり得るところだと思いますので、本当にそのための有効な利活用をしていただければというふうに願っております。

以上です。

- 池谷委員長 次に、22番目の質疑です。
- 青島委員 ただいま、河合委員のほうからの質疑等で、かなりのことは分かっているわけですが、この事業を拠点とする目玉といたしますか、ほかとどこが違うか。大体、今の説明で分かるところもあるんですけども、強調するところをお願いします。
- 橋ヶ谷健康づくり課長 全体的な目標としているところにつきましては、市民が自分の健康状態を把握化、見える化できて、その結果に応じまして、運動等を実践することで健康を維持、または、できる限り健康な状態に近づけることができるような機能の配置を目指しております。

委託業者様の提案のひとつですけれども、県内にはありませんけれども、他市、神奈川県とか、我孫子市辺り、未病センターというものが配置をされておまして、事業のイメージとしては、市民の方がそちらに訪れて、あそこにはいろいろな保健師、そういった方のいわゆる面接とか、基本的な測定をさせていただいて、そこでこういった運動が必要だとか、こういった食生活が必要なんていうアドバイスを受けて、それを、実際にこちらのゾーンの中で、例えば健康教室に参加するとか、フィットネスに参加するとか、そういったところで参加をして、できるだけ健康維持、健康状態を上げていくというような流れになっておりますので、そういったところも目指していきたいなところが少し、目玉というか、県内にはないところだというふうに考えております。

以上です。

○青島委員 私は参加したことないんですけれども、グランリバーの前にもそれらしきものがあつたりする。それで、民間業者がこの施設へ入ってくるということになると、営利企業という形になってくると思うんですよ。そういったことで、非常にありがたいとは思いますが、この周辺、健康ゾーンという形の中で、この周辺はどういうふうに考えていますか。もうちょっと広げた視点で。

○橋ヶ谷健康づくり課長 まずは、令和2年度につきましては、大井川庁舎の機能の配置ということで、まずは拠点づくりをさせていただきます。それを受けて、その後に、今御質疑がありました健康ゾーンとして、例えば、周辺の運動につきましては、マラソンコースとか、運動陸上競技場、あと、食生活関係でいえば公民館ほほえみ等、あと、趣味でいえば、お隣の文化会館、図書館、あと、社会参加といえば公民館とまどびあがありますので、まずは拠点の整備をさせていただいた中で、こういった周辺の機能を健康づくり、生きがいづくりにつなげていくというところを、今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○青島委員 ダイヤモンド構想の中に健康ゾーンとしてあるわけですが、この焼津市全体の中で、大井川地区のみで、ほかのところはこういったものを、構想というのは、健康ゾーンというようなこういった施設と申しますか、そういったものを考えていくというのはないのか。ほかの地区では、このような似たようなものがあるかと、広い焼津市として、どんなふうに全体の中でというのは、私自身が、健康とかという考えれば、焼津市全体がそうならないかきやならないと考えている人なものですから、今のよう聞き方をしました。

○橋ヶ谷健康づくり課長 今、青島委員から御指摘のとおり、もちろん焼津市全体が健康となるということで、もちろんゾーン自体、今こちらで進めているところは、大井川庁舎周辺ということになりますけれども、もちろん焼津市民皆さんが対象ということになります。あと、あわせて、こちらの健康ゾーンの推進につきましては、政策企画課が事務局となっております。新元気世代プロジェクトの中において実施させていただいておりますので、その中で、もう少し市全体のところのほうに協議を進めていければというふうに考えております。

以上です。

○池谷委員長 それでは、休憩前の最後の質疑となります。23番目の質疑です。

○杉田委員 今までのお答えの中で、大体方向性は分かったんですけど、私の質疑の中で、ゾーンとしての計画、その拠点施設、この大井川庁舎、そこについて、市民アンケートと書いたんですけど、今答弁の中にあっただように、市民アンケートというのは平成29年のときの市民アンケートだと、一応私、1年ばかり勘違いしたところがありました。平成30年度については、健康相談センターでしたっけ、お隣の、そこについての構想、今回の中では、この庁舎の跡利用ということについてということなんですけど、今、青島委員のほうにもあったんですけど、最初、健康ゾーンというふうに聞いたときに、大井川庁舎周辺というのほどこまでですかと聞いたときに、それがなかなかはっきりしなかったんですけど、今回は、庁舎の跡利用という、新庁舎に移った後の利用ということで、この庁舎だけに限定をされたのは令和2年度のことだと思うんですけど、この中で、先ほど民間業者への委託なんかを含めて、どんなものをつくっていかうかということ今年度やるということなんだけど、今言ったように、さっき言ったゾーンというのが、150号線からこっちぐらいな形なのか、もっと向こうなのか分からないけど、体操教室だとか、いろいろ公民館でも様々な教室が開かれたり、いろんな行事がやられているわけなんですけど、そういうものとの競合だとか、そういうものというのはどうなるのかということ、先ほど言った平成29年度のアンケートの中で、旧大井川地区に1,000人、それから、旧焼津地区に1,000人のアンケートをやって、その中で出てきたアンケートの答えというのは、ほとんどやっぱりその地域で健康何とか教室があったらいいねだとか、そういうものだったと思うんですよ。そういうところを受けて、どこでもこんなのは欲しいねというのは出てくると思うんですけど、そういうのを受けて、具体的にこんな感じなんだよという、そういう施設だとか、そういうものというのはいまイメージされているということですか。

○橋ヶ谷健康づくり課長 そちらのほう、平成29年度からアンケート調査、あと、民間の参入、そういったところも、基礎的な部分、どういった状況かということが把握できましたので、令和2年度において、今、杉田委員御指摘のどういったところをつくるかというところを令和2年度に、そこをはっきり示したいというふうに考えております。

以上です。

○杉田委員 大井川庁舎、新庁舎のほうに移った場合に、残る機能として、大井川サービスセンターは残るよというふうに聞いているんですけど、サービスセンターの面積と、あと、この庁舎全体の面積、その比率、どんなふうに使おうとしているんですか。

○橋ヶ谷健康づくり課長 そちらにつきましても、新庁舎ができた後の大井川庁舎の利活用につきましても、令和2年度におきまして、基礎的なデータ等を踏まえて、令和2年度に配置のほう、計画の策定のほうをさせていただきたいと思っております。ですから、今の時点では具体的にいうところではありませんので、令和2年度にそちらのほうははっきり明確にさせていただければと思います。

○杉田委員 それが明らかになったというか、こういう計画だよというのが示されるのであって、決定だよということを示されるということはないと思うんですけど、それをちゃんと事前に報告をしていただきたいと思います。

それで、大体幾つぐらいの施設を予定、頭の中にあるんですか、計画としては。

○橋ヶ谷健康づくり課長 施設の数ということではなくて、令和2年度、どういった、例

えば運動関係機能ですとか、居場所づくりの機能であるとか、そういったところの機能配置を目指します。また、そういった中で、実際に民間事業者の参入、あと、いわゆる地方公共団体、非営利法人、あとNPO、そういったところも参画も見込めるかどうか、そういったところも含めて、令和2年度に最終的に詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○杉田委員 了解。

○池谷委員長 それでは、同じ歳出のところ、ここが一緒なので、秋山委員が1つ最後に質疑が残っていますので、秋山委員の質疑をして休憩を取りたいと思いますので、秋山委員、お願いします。

○秋山委員 私も同じく健康ゾーン拠点機能配置計画策定事業費についてです。

大体、今まで皆さんのやり取りで把握できたんですけども、1つやっぱり気になるのが、以前も公共施設の配置ということで御説明いただいているかもしれませんが、保健センターがやっぱり健康づくりの拠点的存在だと思うんですけど、それとの関係はどうなるのかとか、あと、例えば、健康施設で、関連施設でいいますと、深層水を使ったタラソテラピーのアクアスやいづがありますけれども、それが、少し離れたところに同様の施設、民間の施設ができたときに、やっぱりダメージを受けた。年間のアクアスの場合は、たしか、利用者約延べ10万人ぐらいだったかなというふうに思うんですけども、そういう現状、市場とか、あと、これから少子高齢化という中で、長期的な視点をちゃんとその計画の中に入れていただくこと、それから、地域資源とか、地域の特性を十分に活かしてそういうことができるのか、また、民間事業者の参入とか、企業の参入もこれから調べていくということなんですけれども、例えば、こういったようなテナント形式といいますか、そういうので、割とところどころ民間の事業者が変わっていくことによって、どんどんかえってイメージダウンにつながるというようなこともあるので、すごく難しい計画になるんじゃないかなと思うんですけども、この一つ一つ全てにでなくていいんですけども、これについてはということで答えていただけることがあればお願いします。

○橋ヶ谷健康づくり課長 健康づくり課で進めているこちらの大井川庁舎を拠点とした健康ゾーン以外のいろんな、他部署にも当たるいろんな問題があるのではないかとこのところですけども、そちらにつきましては、現在、策定におきましては、新元気世代プロジェクトの中で検討します、そういったところで共通する部分が多い形でありますので、そちらの新元気世代プロジェクト検討委員会の中で、そういった深層水とか、いろいろ経済面、あと、そういったところの関係部署も一緒に入っておりますので、そういった中で、そういったところも含めて、全体的な構想のほうを策定できればということ考えております。

令和2年度につきましても、引き続きこちらの関係課を含めた新元気世代プロジェクト検討委員会の中で進めてきますので、そういったところも意識しながらやっていければと思いますので、よろしくをお願いします。

○秋山委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、ここで暫時休憩にしたいと思います。45分にはお戻りいただき

たいと思います。よろしく申し上げます。

休憩（14：36～14：47）

○池谷委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、審査に入ります。

次の質疑は、25番目の質疑です。

○鈴木委員 歳出4款1項2目高齢者肺炎球菌定期予防接種費について伺います。

この定期接種につきましては、一応昨年度で5年間の時限措置が第1期として終わって、本来でしたら、定期接種そのものが終了される予定ではありましたが、全国的にあまりに接種率が上がらなかったという、そういうこともありまして、あと5年、もうスパン延長してということで、今年度から第2期に入ったわけです。

伺いたいのは、これまでの接種率向上策ですとか、あるいは、接種忘れ勧奨はがきを平成29年度からやっていたわけなんですけれども、それによる効果はいかほどだったかというのと、もう一個、今年度の時限措置として、今年度に限って任意接種の補助をやっていたかというのを2点、お伺いさせていただきます。

○橋ヶ谷健康づくり課長 最初に、本市における接種率ですけれども、経過を説明しますと、平成26年度が49.4%、平成27年度は41.7%、平成28年度は42.2%、平成29年度が54.9%、平成30年度は53.4%となっております。平成26年度から平成30年度までの5年間の平均は48.6%という状況となっております。それを受けまして、本市におきましては、市のホームページや広報やいづ等におきまして周知をさせていただいております。先ほど委員から御説明ありましたけど、平成29年度から未受診者に対する勧奨はがきの発送を行わせていただきました。その結果、平成29年、平成30年におきましては12.7ポイントの上昇が見込まれました。結果的には、勧奨が数字に表れているという状況でございます。

続きまして、高齢者肺炎球菌ワクチンの任意接種助成についてでございますけれども、今月、3月1日現在の申請者数は、現在12名となっております。

以上です。

○鈴木委員 ありがとうございます。

それこそ、49.4%、41.7%、平成28年度が42.2ということで、大体40%台で推移してきて、平成29年度、平成30年度については、接種そのものを忘れていた方々に、1月末ぐらいでしたっけ、勧奨はがきを再度出していただいて、12.7ポイント上昇しましたよという、そういう御回答を頂きました。

それこそ、今年度、まだ年度末には至っておりませんが、大体の予測で結構なんですけれども、今年度、どれぐらいの接種率になりそうか。いつもの、ここ近年の10数%台を維持できそうかどうか、お伺いをさせていただきます。

○橋ヶ谷健康づくり課長 本年度途中におきましては、現在、21%程度になっております。それを受けて、今年度、1月に勧奨はがきを出させていただきました。これによって、残り3か月程度でありますけれども、劇的に増えるかどうかということでもありますけれども、

ども、見通しとすれば、今まで50%を超えてきたところが、12月末現在で20%ちょっとで、勧奨はがきを出してまたここでどうなるかというような状況でございます。

以上です。

○鈴木委員 ありがとうございます。

21%ぐらいですか。結構、接種率、がた落ちなんですけれども、全国的に調べてみますと、やっぱり、今までの第1期の5年間に比べて、相当今年度は落ち込みが激しいようです。今、新型コロナウイルスが流行してしまっておりますけれども、こちらの肺炎球菌のワクチンとは全く別物ということなんですけれども、保健センターのほうにはそういう問合せもあるのかな。若干、接種率も上がればいいのになというふうに思っておりますけれども、今までの第1期の5年間に比べて相当な落ち込みというものを、保健センターとしてはどういうふうな評価をされておりますでしょうか。

○橋ヶ谷健康づくり課長 今年度、年度途中でございますけれども、本年度、また終わった段階で、結果を基に、どういった形で対策を立てて、接種率向上しなきゃいけないかというところは、今後結果を踏まえて検討させていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○鈴木委員 ありがとうございます。

仮定の話で恐縮なんですけれども、第2期目に入って、第1期の5年間に接種をされた方というのは、ある程度健康志向の高い方だったのかなというふうに思います。定期接種という、全額公費負担というチャンスと受け取って、自分のためにという、そういうことで打った方というのは、本当にそういう意味では志向が高い方なのかなと。そのときに、知っていて打たなかった、あるいは、知らずにそのまま通っちゃったという方も中にはおいでになるかもしれませんが、大体5年間の平均で48.6%という御答弁をさっき頂いたわけなんですけれども、大体同じような対象者で、半数の方が第1期の5年間では接種をして、もう半数の方々というのは打たなかったということで、第2期に、いかに、ある意味、第1期に打った方よりか健康志向のどちらかといえば低いような方々が定期接種を受けられるかというのが、保健センターとしては、どれだけ周知して、徹底をして、接種率を上げていくかというのが大きな課題かなというふうに思われます。

第1期に行ってきた勧奨はがきもそうなんですけれども、それによって、やっぱり12.7%の皆さんが、そうかと思って、打ちに行って、接種率も向上をしたというところを見ますと、やっぱり同じようなことをやっている、そのまま低い接種率の水準で通ってしまうのかなと。肺炎ってやっぱり決して侮れない病気で、日本人の死因の第3位とか4位に、非常に高い死亡率の病でもあるものですから、それをやっぱりワクチンで予防していくというのは、本当に高齢者にとっては非常に大事な要素かなというふうに思います。

ですので、今後、課長もおっしゃってございましたけれども、結果が出てからしっかりと対策を講じていくよということでありましたけれども、1つには、接種忘れの勧奨はがきのデザインも、一目見ただけで、やばいみたいな、そういう感じで、すみません、言葉がちょっとまずかったですね。すぐ接種に結びつくような、そういう表現ですとか、あるいは一目見てビジュアルでやっぱり訴えるような部分、そういう取組であるとか、



あるいは高齢者が集まる集い、そういったときには、節目年齢の人ということで手を挙げてもらって、打ちましたかみたいな、そういうことでもって啓発活動を地道にやりやっていたら以外ないなというふうに思うんですけども、その点について、もし結果が出てからとさっき御回答いただいたものですから、繰り返しになるかもしれませんが、もしお答えになれる部分がありましたらお願いします。

○橋ヶ谷健康づくり課長 いろんな御提案、ありがとうございます。

この後、早速来年度に向けて、見直しのほうをさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、続きまして、26番目の質疑に参ります。

○内田委員 歳出4款1項2目風しん追加的対策事業費についてですけど、質疑の要旨に若干誤りがあるので、それを含め、順番を変えて質疑させていただきます。

本年度、2019年度から3年間とのことですが、2019年度の実施状況、予算は前年度の予算という意味では、当初の予算はついていなかったのを補正予算で入れ込んだと思うんですけど、それはどうだったのか。あと、来年度の対象となる人数というのは何名でしょうか。これをどのような周知方法で、抗体検査と、その後の予防接種ということで進めていくんだと思うんですけど、そのやり方について伺います。

以上です。

○橋ヶ谷健康づくり課長 まず、最初に、本年度の状況ですけれども、本年度の当初予算におきまして補正をさせていただきまして、緊急風しん抗体検査事業費につきましては、2,061万2,000円、風しん第5期予防接種費につきましては822万9,000円の予算となっております。

その中で、本年度における実施状況ですけれども、令和元年12月末現在になりますけれども、抗体検査の実施者数が885人、予防接種の実施者数が193人となっております。

続きまして、令和2年度における対象見込者数ですが、対象者が昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性となります。ただ、本年度におきまして、抗体検査を行った結果、陽性だった方と、予防接種を行った方、必要のない方につきましては除かれますので、対象人数は1万5,473人となっております。

また、抗体検査より予防接種の実施見込者数につきましては、抗体検査実施者数を予算では3,435人、見込んでおります。予防接種の実施者数は590人と見込んでおります。これにつきましては、本年度の7月末までの実績を踏まえて、算定のほうをさせていただきました。

最後に、周知の方法ですけれども、抗体検査及び予防接種につきましては、広報紙への掲載、市ホームページへの掲載による周知に加え、新たに、市内の事業者に対しまして、事業所の健診の機会の場合において抗体検査を実施できる、同時に実施いただきたいということで、焼津市の商工会議所に、2月20日の会報誌に掲載のほうをお願いさせていただきました。また、大井川の商工会の3月号の会報のほうにも配布をさせていただいて、それで民間の事業者の健診の際にもお願いしたいということで、新たな取組をさせていただきます。

また、そのほかにも、1歳6か月児、乳幼児健診ですけれども、また、3歳児健診等

において、幼児の父親の中で今回の事業の対象となる方に対しましても、ぜひ受診をしていただきたいということで、チラシのほうを配布させていただいて、そういったところで新たな取組をさせていただいて、受診率向上に努めていくことと予定しております。以上です。

○内田委員 3年間の事業ということで、ちょっと私の理解が間違っていたらおかしいんですけど、対象者が1万6,000ぐらいですか、いて、3年間に区切って案内をしているわけではなくて、その対象者の方々に、3年間のうち、いつでもいいから来て、そんなような感じなんですか。

○橋ヶ谷健康づくり課長 3年間の1年目となります今年度につきましては、国のほうから、対象者が昭和47年の4月2日から昭和54年の4月1日ということで、これに基づいて実施のほうをさせていただいております。ただ、年度途中ではございますけれども、全国的に実施率が低いということを受けまして、国のほうから、令和2年度、2年目につきましては、最低でも昭和41年4月2日から、昭和47年4月1日の方はやっていませんということで要請が来ております。

ただ、国のほうにおきましても、これにとらわれずに受診率を上げていただきたいということがありますので、本市におきましては、区切るのではなくて、もう新年度におきましては、全ての対象となります昭和37年の4月2日から昭和54年の4月1日の方を対象として実施をさせていただきます。ですから、本年度未受診の方につきましては、再度受けていただきたいということで、勧奨のほうを進めていく予定で、受診率の向上に努めていくことと予定しております。

以上です。

○内田委員 本来であれば、対象となる方が最低でも抗体検査をしてもらって、抗体がない方については予防接種をしてもらおうというのがいいんでしょうけど、抗体検査に来てもらえないとすると、検査もできなくて、予防接種もできないということだと思うんですけど、どうなんですかね。本年度の状況からすると、なかなか20%とか、そのぐらいしか行かないという、そういうふうな感じなんですか。

○橋ヶ谷健康づくり課長 今年度、年度途中でございますけれども、昨年の12月末現在のいわゆる受診率につきましては、12.1%にとどまっております。

以上です。

○内田委員 健康診断もなかなか行かない人も多いということもありますので、このぐらいの数字になってしまうのも仕方ないかなと思うんですけど、非常に不振で、その後の妊婦さん等に与える影響というのが大きいと思いますので、引き続き、広報等を通じて、多くの方が最低でも抗体検査をやっていただけるよう、努力をよろしくお願いします。意見です。

以上です。

○池谷委員長 次に、27番目の質疑です。

○秋山委員 私の質疑も今の内田委員と同様のもので、大体把握しました。これも意見ですけども、実際に風疹を発症したときに、どのような影響を及ぼすのかというようなところもなかなか、それをきちんと把握できていれば、また、受診といたしますか、率も上がってくると思いますので、その辺もきちんと情報提供というか、お願いしたいと思

います。意見です。

○池谷委員長 次に、28番目の質疑です。

○深田委員 4項1項3目育児支援家庭訪問事業費781万5,000円について伺います。

1、対前年度より100万円の増額の理由。

2、新生児、妊産婦の訪問指導、生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業、育児支援訪問事業、それぞれ見込数と状況を伺います。

3、里帰り出産の対象者数と対応はどうか。

以上、伺います。

○橋ヶ谷健康づくり課長 まず、最初に、100万円の増額についてでございますけれども、こちらは、嘱託職員の給与等の増加によるものでございます。来年度から会計年度任用職員として任用になりますので、期末手当の支給等、給与等が増額することによるものでございます。

続きまして、訪問事業のそれぞれの見込者数と状況についてでございますけれども、まず、新生児訪問は、焼津市では主に生後2か月までに実施しております乳児家庭全戸訪問と兼ねて実施のほうをさせていただいており、出産された全お宅に訪問をさせていただいております。その際に、乳児とともに、母に対して産婦訪問を兼ねまして、母子の心身の健康状態について面接を行っております。約900人程度を見込まれております。

続きまして、育児支援訪問についてですけれども、平成30年度において、家庭訪問の際に何らかの支援が必要と判断した件数は、全体の24%程度、213人となっており、令和2年度におきましても、約200人程度の育児支援の訪問が見込まれるというふうに考えております。傾向としましては、母への支援、内容としては身体面、精神面、養育面になりますけれども、こちらについては増加傾向にあります。その中でも、養育面の支援の割合は毎年増加しておりまして、平成30年度におきましては19.7%、42人という結果でありました。

それ以外に、家庭訪問以外に、その母親の健康状態に合った支援、母子相談、指導、利用の紹介、電話相談等も行っておりましてフォローをしている状況でございます。

妊婦の訪問指導につきましては、母子健康手帳の交付時に併せて、交付の際に面談を実施させていただいて、母親の身体面や精神面及び養育での不安等の支援が必要な方へのアドバイス等を行っている状況でございます。

母子健康手帳の交付者数も減少傾向ではありますけれども、支援が必要な妊婦につきましては、約半数ぐらいが、こちらのチェックシートがありまして、そちらでチェックをしているんですけれども、それによりまして、半数程度が支援が必要な方という結果になっています。

次に、里帰り出産についてでございますけれども、焼津市に里帰りで来られている方につきましては、なかなかこちらから把握するということが困難でございますけれども、御連絡を頂ければ、御心配のないよう対応させていただいているところでございます。

また、住所地であります他の市町村から焼津に里帰りするので、訪問して、その状況を報告していただきたいというような依頼があります。そちらについては、確実に訪問させていただいて、対応している状況でございます。

以上です。

○深田委員 少子化ということで、1年間に出生する子どもの数が今年、新年度は大体900人ということで見込まれて、もう1,000人を切っている中、新年度が900人、次の年は800人とか、どんどん下がってしまうんじゃないかと心配になりますけれども、そういう中で、支援が必要な妊産婦さんが増えているということで、この人数が、900人中やっぱり200人ぐらいは支援が必要ということでもよろしいですか。それとも半分ぐらい、先ほど半数ぐらいが支援が必要ということでしたが、その半数は、分母が900人なのか、それとも200人が分母なのかよく分からなかったんですが、それを伺いたいと思います。

それから、相談があれば連絡して、訪問も保健師さんが丁寧に訪問して相談支援もしていただいていると思いますが、具体的に、週に何回行くとか、妊産婦さんによって違うと思うんですが、1回どういうふうに、話だけするのか、一緒になって何か作業をすることも、運動するとか、どういう支援をされて、訪問事業としてやっておられますか。

それから、里帰り出産のことで、心配な方は、他の市町の保健師さんとか、病院のほうから訪問をしてほしいという連絡が来るかと思うんですけれども、やはり焼津の市立病院とか産婦人科さんに、何かあったら保健センターのここに連絡をとか、焼津市ではこんなサービスを、支援をしていますというような、やっぱりそういう啓発のチラシとかがあると連絡しやすいと思いますが、どうでしょうか。

○橋ヶ谷健康づくり課長 最初の、1つ目の質疑でございますけれども、母子健康手帳の交付は、おおむね平成30年度におきましては961人、交付をさせていただきまして、そのうち、チェックシート、あくまでもチェックシートです。内容としては、身体的なものとか、精神的なもの、そういったところの項目がありまして、そこに自分でしるしがつく、そういった方が、やっぱりしるしがついた方は、実際は429人、大体44.6%、平成30年度の実績です。まず、そこにおきまして、実際にこちらで職員が支援をした数ですけれども、まず、保健師のほうで、それを受けて支援した数ですけれども、平成30年度におきましては48件です。あと、一方、栄養関係がありますので……。すみません、もう一回言います。保健師のほうで指導した数で、訪問した数が平成30年度が48件、あと、フォローしては電話相談がありますので、電話相談につきましては、平成30年度は133件になっております。栄養士につきましては、平成30年度は118件となっております。

あと、年度途中でございまして、本年度におきましては、保健師の訪問のほうで平成31年度は30件、年度途中です。電話相談が増えていまして、平成31年度は297件に増えています。栄養士のほうについては、年度途中ですけれども、110件、そういった状況となっております。

2つ目ですけれども、いわゆる訪問をして、どういったところを指導するかということでございまして、まずは、お話をしっかり聞いた中で、一番多いのは育児への不安、要は初めての方であれば、例えば、授乳の仕方が分からないとか、そういったところがありますので、そういったところを丁寧にアドバイスさせていただいているところが一番よくあるところだというふうに考えております。

3つ目ですけれども、里帰りの方につきましては、今、チラシはどうかということでアドバイスを頂きましたので、少し検討のほうをさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、1人当たりのどのぐらい行っているかというところですが、多い人で、1人に対して16回行ったというケースがあります。

あと、3つ目でございますけれども、病院での啓発記録は置いてありませんけれども、心配な場合は住所地に連絡が行って、そこから焼津市に連絡が来るといふ、そういったケースもございます。

以上です。

○深田委員 私、すごく思ったのは、妊産婦さんというのは、年々いろんな情報が氾濫しているものですから、不安材料がもういっぱいあるということで、電話相談もいいと思うんですけど、今お聞きしましたら、平成30年度に直接訪問しているのが48件で、その翌年が30件ということで、実際に半数ぐらいの297件、429人中の297人、とにかくその半分の人、やっぱり直接会っていただいて、不安を、お話を聞いていただく。そのための、私は体制というのはすごく大事じゃないかなと思うんですけど、そうした体制が取れるんでしょうか。無理なのかな。電話じゃないと無理なんですかね。

○橋ヶ谷健康づくり課長 訪問するか、それとも電話でするかというところが、まず、入り口として、お話を聞いた中で。内容によって、やっぱり直接お伺いしてお話をするケースというふうに判断するものと、あとは、電話でというところもあります。中には、直接、家に来てもらうよりはという方も中にはいらっしゃいますので、そういった方はどうしても電話での相談にならざるを得ないのかなというふうに考えております。そういったところを踏まえて、実際に、内容に応じて、訪問の必要があるかどうかというところをもう一回見直しながら、やっていく中で、やっぱり体制的に十分、現在の体制でやっていけるのか、または、状況を見て、できない状況になるのかというところはありますので、今後のそういったやっていく中で、体制が少しやりきれないという状況であれば、そういった体制を構築できるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○池谷委員長 課長、まだありますか。

○橋ヶ谷健康づくり課長 補足させていただきますけれども、やはり電話が多いという方の傾向としては、仕事をしている方が結構多いものですから、その後、訪問ということになると、なかなか会う時間がない、そういった現状もあるということだけはちょっと補足をさせていただきたいと思っております。

○深田委員 先ほど人数を間違えました。961人中429人がチェックシートで何らかの支援が必要ではないかと思われる方、今、課長は、うちに来てもらっては困るという方と、あと、仕事の関係もあるということなんですけれども、やっぱり特に前期と後期は、1回ずつぐらいは来て、直接会って話をさせていただく、そういう支援がこれから最も必要になると思っておりますので、よろしくお願ひします。意見です。

○池谷委員長 次に、29番目の質疑です。

○深田委員 4款1項3目産婦健康支援事業935万4,000円について、これは、妊娠中から産後への切れ目のない支援を行うためということで、産婦健康診査、産後ケアについて、対象者見込数と事業内容を伺います。

2つ目に、産後ケアの状況はどういう状況であるか、伺います。

○橋ヶ谷健康づくり課長 まず、最初に、産婦健康診査の事業内容ですけれども、こちら

につきましては、産婦健康診査のような身体の回復だけではなく、産後の鬱予防のための健診となっております。対象者につきましては、産婦さんで、1人につき産後2週間と4週間の計2回、医療機関で受診をしていただくという健診となっております。

産婦健康診査で把握しました状況につきましては、母子への心身のケアや育児サポート等、支援が必要な産婦を対象に、産後鬱等を防ぐための授乳の指導や、新生児のお世話の仕方等の指導を行っております。事業内容でございます。

産後ケア事業の種類としましては、宿泊型、日帰り型、訪問型がありまして、こちらにつきましては、焼津市、藤枝市、島田市にあります産婦人科や助産院のほうに委託をして、お願いしているところでございます。

続きまして、対象者数ですけれども、産婦健康診査につきましては、1回目、産後2週間になりますけれども、こちらは720人、2回目、4週間後になりますけれども、こちらが900人、延べ1,620人分の予算のほうを見込んでおります。

産後ケアにつきましては、宿泊型が5人、日帰り型が130人、訪問型が10人の利用を見込んでおります。

続きまして、産後ケア事業の利用に当たってでございますけれども、市に相談を頂き、利用していただく形となっておりますけれども、今年度、2年目に入りますけれども、申請していただいた方は、皆さん利用ができています状況となっております。市と事業所とでは、利用を始める前から利用後まで、必要時に電話や文書で細かなやり取りをしております。

今後も、母子が孤立しないように、丁寧な支援を続けていきたいと考えております。

以上です。

○深田委員 産婦健康診査の産後2週間が720人で、4週間後に900人の見込み数を計上してあるということですね。

1,620でいいですか。この人数の違いというのは何かあるんでしょうか。

2つ目に、産後ケアの宿泊者が5人、訪問が10人、日帰り130人、これ、すごく差があるんですけれども、やはり宿泊型というのは、費用がすごくかかるのでないかなと思うんですが、費用とかはどうなっていますか。日帰り、訪問、3つお願いします。

○橋ヶ谷健康づくり課長 まず、日帰りとか宿泊型の単価ですけれども、まず、宿泊型につきましては、こちらの自己負担、実際的には5倍かかっていますけれども、自己負担が7,500円となっております。日帰り型につきましては、2時間以内と2時間以上に分かれていますけれども、2時間以内の参加者の自己負担は1,200円、2時間以上の自己負担は2,000円。訪問型につきましては、自己負担が1,400円というように、自己負担の金額はその形になっております。

予算におきましては、宿泊型が4万2,500円、2時間以内が4,800円、2時間以上が8,000円、訪問型が5,600円ということで、予算のほうは措置をしているところでございます。

あと、1回目と2回目の人数の違いですけれども、こちらのほうで医療機関のほうにお願いをしている状況でございますけれども、医療機関の体制によって、少し1回目を受けられない病院があるということで、少し人数のほうに差が出ている状況でございます。

以上です。

○深田委員 今、医療機関の都合という感じで人数が違うというのは初めてお聞きしましたけれども、鬱の症状があるということを防ぐためにとということで、大変大事な産婦健康診査ではないかなというふうに思いました。

それから、産後ケアにつきましては、やはり宿泊型の自己負担が7,500円、住民税非課税の方はさらに低いと思うんですけども、そうすると、なかなか宿泊型を利用するというのは難しいんじゃないかなと思います。

それから、訪問型が10人ということですが、1,400円自己負担を取るというのは、そういうものと、先ほどの産婦健康診査で対応してもらおうとか、育児支援訪問事業でも、1人に対して16回という、そういう育児支援訪問事業もあるので、何か、これとこれは違うものなのかなと、私は、やっていることは一緒だけど名前だけ違うんじゃないかなというふうにも思うんですけども、こういうところをもう少し自己負担が少なくできるといいなと思います。

それから、金曜日ですか、質疑のときに、タクシーのユニバーサルデザインのことで、あわせて、陣痛タクシーもできませんかとお聞きしました。そうしたら、道路課の情報では、焼津はできません、それは対応していませんということでしたけれども、その後、情報が二転三転しまして、焼津でもやっているタクシー会社があるということをお知らせいただきました、道路課から。そうしたら、また、会社には、ホームページに掲載しておりません。けれども、産婦健康診査の事業は、とにかく切れ目のない支援を行うということがメインになっておりますので、道路課が健康づくり課に、陣痛タクシーのお知らせについて、どういうふうに市民に啓発していったらいいのか、御相談をしたいということをおっしゃっていますので、またよろしくお願いします。

以上です。

○池谷委員長 それでは、最後の30番目の質疑です。

○内田委員 30番目、通告の最後でございます。歳出4款1項3目保育所事業助成費につきましてですが、予算の分け方もあるのかもしれませんが、前年度予算から100万円強減少しているという、この理由について伺います。申請者が少ない見込みなのかというふうに想像しますが、いかがでしょうか。

○橋ヶ谷健康づくり課長 予算のほうの減額でございますけれども、今、委員のほうで御指摘がありました申請実績でありますけれども、平成30年度につきましては、予算的には10件のところ、5件でありました。今年度につきましては、年度途中でございましてけれども、予算的には9件のほうを見込んでおりましたけれども、2月末現在の時点で、申請者数は1件というようになっております。こうした状況から、令和2年度、新年度予算の策定につきましては、助成を始めました、平成28年度から始めましたけれども、そういったところの推移を見まして、実績に応じた予算要求をさせていただいて、本年度につきましては、令和2年度につきましては、申請見込者数を4件ということで、予算のほうを要求させていただいております。

以上です。

○内田委員 先ほど来の深田委員の質疑、御回答もありましたけど、少子化というのは非常に深刻な問題だと思っております。

この保育所だけじゃなくて、その前の不妊治療助成費についても、全体的に見ると、予算額が減額されているんですけど、実績見合いといいますか、申請見合いの想定でもって予算額を減らすというのはある程度仕方ないと思うんですけど、実際問題、これらの助成費の周知といいますか、どのように周知されているんですかね。ホームページ等に出ているか、私、すみません、事前チェックしていなかったんですが。

○橋ヶ谷健康づくり課長 周知の方法でございますけれども、市のホームページのほうへ掲載をしております。あと、そういった状況を踏まえて、今後、保育所事業の専門医の少ないという状況がありますので、医療機関のほうへ、少し周知のためのポスターの掲示や、チラシのほうの配布のほうを検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○内田委員 やっぱり周知をしないと、こういったことができるということが分からなくて、実際に治療もしないというところもあるかなと思いますので、引き続き多方面に周知をしていただければと思います。意見で終了いたします。

○池谷委員長 以上で、通告による質疑が終了しました。

関連して、ほかにありますか。

順番に行きます。

○杉崎委員 4款1項1目の青島委員、杉田委員、秋山委員の質疑と答弁に関連してお聞きします。

大井川庁舎を民間事業者が使用ということ想定されているということなんですが、民間とは何を想定しているのか。健康ゾーンから言っていますけれども、その辺のところをお聞きします。

2番目に、公共施設の民間利用ということになりますけれども、そうなりますと制約的なこともあります。民間営利企業となりますよね。この方式が指定管理方式を取るのか、家賃方式を取るのか、はたまた、新たなまた別の方式を取るのかということをお聞かせください。

3番目、機能配置計画ということになっております。この策定は、誰が、またはどこが行うのか。この予算の250万円は、そこへの支払経費として使われるものなのか。どうも、資金の使われ方が明確に私は分からなかったものですから、お聞きします。

以上、お願いします。

○橋ヶ谷健康づくり課長 まず、1点目の公共施設の民間利用、こういったところを予定しているかということでございますけれども、こちらにつきましては、先ほど言いましたけれども、いわゆる運動関係とか、そういったところで、スポーツジム、フィットネス、そんなところ、あとは料理教室、あと、各種講座等、健康と生きがいづくりということで、そういった事業を営んでいる民間事業者に対しまして、本年度、事業のほうの意向調査を出させていただいて、そちらのほうの可能性を探っておりますので、そういったところの民間利用のほうを今のところ考えております。

2つ目につきましては、事業手法ですけれども、こちらは、方法としては、先ほど言いましたけれども、いわゆる賃貸、家賃方式、いわゆる賃貸方式、もう一つは、指定管理、市のほうでこういうふうにやってくださいということで、大きく2つの事業手法のほうを想定しております。



もう一つは、予算ですけれども、こちらは全て、そういったものは委託料で、全て委託ということで、予算のほう、措置をさせていただいております。

以上です。

○杉崎委員 明確な、先ほど私、誰のところか、どこかと言ったんだけど、今、委託料を払う先、固有名詞では言いにくいかもしれませんが、要するに、この建物の配置図というか、機能配置を提案していただくわけですね。そこの支払いということなんですが、そこにはどういう話をしてあるかということと、単なる健康ゾーンと言っているのと違う、こういうものと具体的なことを言っていると思うんですよ。その内容と、それと、今言った誰が、どこかと、答えられるところまで、誰がどこかとかじゃなくて、どこへ払うかと、答えられる範囲内で、こういうところですよというのを教えてください。

○橋ヶ谷健康づくり課長 まず、健康ゾーンの策定につきましては、平成29年度から始まっておりまして、本年度、まずは委託業者、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社というところで委託のほうをしております。また、新年度につきましては、どこということで決定はしておりませんが、ただ、こういった健康ゾーン構想ということで、業務の継続性が求められると思いますので、まだ決定ではありませんけれども、引き続きということで、できればというふうに考えております。

すみません、もしお願いできれば、2つ目の質疑をもう一度お願いできればありがたいです。

○杉崎委員 コンサルティングに頼むということは、こういうことを目指しています、こういう構想を持っていますと伝えてあると思うんですよ。目的がこうであるよ、その辺のところを分かりやすく説明していただけたらと思います。

○橋ヶ谷健康づくり課長 委託業者のほうにつきましては、まず、こちらの健康ゾーンの拠点となります大井川庁舎の利活用につきまして、どういった利用をするかということでお願いをしております。もちろん、内容につきましては、健康に関するものでございますので、民間の参入を含めて、現状、今までは民間の参入、どういった民間のほうに興味を持ってくれるかどうかということをもまず把握していただきたいということで、今、話をしております。

そういったところを踏まえて、民間の参入だけでなく、先ほど、新年度検討しておりますけれども、非営利法人とか、NPO法人、そういったところの利用とか、市民団体の利用、そういったところも視野に入れて、こちらの庁舎全体の具体的な利用方法のほうも提案というか、まとめのほうを依頼している、そういった状況でございます。

○杉崎委員 大変な御苦勞をなさっていると思うんですが、今、三菱UFJコンサルティング、いろんなことで、それこそ今回質疑した中にもあるんですが、人事制度の中のコンサルティングとか、建築とか、非常に幅広いコンサルティングをやっていますよね、このところは。今までやったところを私、見てみたのがあるんですが、4年と5年ほど前に、やっぱり官のところでやったところがあります。それは、公共施設の利用ということで、実際に見に行っただけじゃないから正確なところは言えないんですが、やはり地元というか、そこで一番知っている、いわゆる皆さん、職員、そういう方の話を、当然今、これ、聞いているし、市場調査もやっているし、年代属性調査から、全部やって

いると思うんですよね。やっぱり一番肌で感じている皆さんの声を活かすのが一番大事だと思うんですよ。

ですので、ぜひ、この250万円の金額は、こういう会社にとったら大したものじゃないんですけども、要は、本当に生きたお金とするためには、皆さんの意見を一番出していただきたい、そういう強い思いを持っていますので、ぜひ皆さんの声を積極的にこういうコンサルティング会社にぶつけてください。向こうが持ってきたものをもちろん丸のみはしないけれども、そうじゃない、こういうものは、こういうふうな、そのためには、皆さんが構想をしっかり持たないと、やっぱりうまく行かないんですよ。だから、それぞれ皆さんが持っているものを、やっていらっしゃるんでしょうけど、この中で1つの意見をつくって、それをぶつけていただきたい。強くそこを思っていますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○池谷委員長 次に。

○藁科委員 私からは、同僚委員が健康長寿を祝う事業費につきまして質疑をいたしましたものですから、その答弁から質疑を聞かせていただきます。

さわやかクラブ活動助成費に、事業費がくま替えされているというか、そちらのほうへ充てましたよという御回答を頂いているわけなんですけど、さわやかクラブ自体が、今、その対象年齢の皆さんからしまして、どの程度の人たちが関わっているのか、人数とか割合、健康長寿を祝う人たちは、ほぼ全体的だと思うんですけど、さわやかクラブにくま替えした部分につきまして、その人たちの人数等につきまして、御回答願えればと思います。

○落合地域包括ケア推進課長 藁科委員にお答えいたします。

さわやかクラブの加盟人数につきましては、平成31年度で736名という形で報告を受けております。

以上でございます。

○藁科委員 736名というのは、健康長寿を祝う皆さんの代表者に対しまして、どの程度の割合として判断したらよろしいんでしょうか。

○落合地域包括ケア推進課長 大まかな数字で申し訳ございませんが、今年度で言いますと、1万4,604人が……。お祝い金の対象という形で、健康長寿の会のほうで。

○藁科委員 そこへ招待されます対象者の人数ですね。

○落合地域包括ケア推進課長 招待される方については、今年は2万1,601人でしたので、1割弱ぐらいかというふうに考えます。

○藁科委員 そのさわやかクラブの方が、そちらの説明書の中での事業目的の中に入っています社会参加行事に参加するためのバス代ということで書いてあるかと思うんですけど、社会参加行事につきましてはどんな内容のものか、お知らせ願ひますでしょうか。

○落合地域包括ケア推進課長 藁科委員にお答えいたします。

単位クラブの活動でございますと、レクリエーション活動とか、健康づくり活動でございます。それから、連合会でやることにつきまして、寿大学とか、それから健康輪なげ大会だとか、そういったものの利用のときにバスのほうを利用されております。

○藁科委員 七百数十名の方がそういう事業に携わって推進されていることは大変重要な

ことでありますし、また、その人たちが、多くの人数に発展していくことが、またこれから望ましいことであるように思います。

ただ、私的には、昨年の健康長寿を祝う会が終わった後に、対象の方々からお話がありましたのは、商品券をもらう方が複雑だから、もう少し楽にできないのかなど、そういうこととか、商品券を取り替える店舗の紹介がA2判ぐらいですか、そういう見開きの2枚か3枚ぐらいのものなんですけど、やむを得ないとは思いますが、そういうものもったいないんじゃないかというようなお話をかけられました。そのように身近に感じている方々がある中で、一部の事業費がそちらのほうへ行くのは少し寂しいかなど私は思います。これは、事由があって、そういう方向にお考えになったものと思いますが、私的には、過去に33%から36%の参加率だということを、もう少し参加率を高めていただけの方向のことをどのように、ほかにお考えになっているんでしょうか、御答弁願います。

○落合地域包括ケア推進課長 大体3割強の方が出席されておるのですが、実際には、高齢の方については、なかなか出席は難しいところでございます。地元の方とか、そういった方の御利用がないと思えますけど、ですから、75歳から80歳からという、もう少し55ぐらいの方とかは、実は参加率が高いとは思いますが、全体でということなので、3割強だとございますが、やっぱ、先ほどもありましたけれども、自治会の方とかの御支援を頂きながら、参加率が増えていかせられたらいいかなというふうに思います。

○藁科委員 当局の、またその辺の御努力を願いたいところでありますが、先ほど同僚委員からも御指摘というか、お話がありました。この部分、削減になった部分につきまして、当事者の皆さんはどういうふうに思うのかなというところの話もありました。その辺の状況を、また今後も、今年、もしこれで進むでしたら、今後の中で、もう少し対策をお考えになっていただいて、事業を進めていただけたらなと思います。

以上です。

○杉田委員 深田委員の質疑の中で、補聴器の援助について、実際にやっているところはないよという回答だったと思うんですけど、それ、いつの調査ですか。

○伊東地域福祉課長 この質疑の内容について確認するために問合せをしたところ、県のほうからの回答で、そのように聞いております。

○杉田委員 いつ。

○伊東地域福祉課長 いつというのは、この議会の前に聞いたところでございます。

○杉田委員 私も、実際に磐田市が11月定例会で、市民の方からの請願があって、それは一応、否決されました。議会の中でもそれを否決されたとあったんですけど、今度の、令和2年度の議会の中で、予算として明らかになってきたというふうに、請願者の方からちょっと事情を聞いたもので、できたら磐田市が令和2年度にどういう……。補聴器についての補助について、予算を組んだというふうに私、聞いたんですよ。請願者の方です。先週に聞いたもので、できたらそれを確認しておいていただきたいと思います。

○伊東地域福祉課長 すみません、当初予算ということですので、また磐田市のほうに内容のほうを確認したいと思います。

○杉田委員 もう一個、別件ですけど、岡田委員のミニデイサービスの件のときに、この中には人数とか回数だとか、そういうものによって援助金が決まるというような答弁だ

ったと思うんですけど、今回、コロナウイルスの関係で、私の地元のところもそうなんですけど、デイサービスは、3月の分が中止になりました。そうすると、回数が減ることによって、それが、援助金が少なくなるということになりますか。

○落合地域包括ケア推進課長 先ほど、答弁の中では、回数とかいう話はさせていただいてなかったんですが、要綱上は、月1回とか、月に2回とか、回数によって加算額があるのですが、あくまでも運営費の補助でございまして、実際に経費を使った金額で補助金のほうを最終的に判断させていただきますので、回数が減ったとしても、使うものは使っていっちゃると思いますし、そのほか、用意しなきゃいけないものはあると思いますので、その中で補助金のほうも出させていただきますので、皆様、大体補助額よりも多い金額を毎年支出されておりますので、一月、仮に実施されなくても、出される額、対象になるんじゃないかと思います。皆さん、手弁当で減らしてやっているので、本当に感謝をさせていただいておりますが、そういう中で、運営費の補助をこれからも続けていきたいと思っております。

○杉田委員 了解です。

○池谷委員長 ほかにありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 以上で、議第1号中、健康福祉部所管部分の審査を終わります。

次に、議第13号「令和元年度焼津市一般会計補正予算(第7号)案」中、健康福祉部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 なしということで、特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第13号中、健康福祉部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会、健康福祉部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

以上で本日の議案の審査は終わりました。

予算決算審査特別委員会を散会いたします。皆様、お疲れさまでした。また明日もよろしくお願ひします。

閉会(15:54)